

# 第5期 横手市介護保険事業計画 高齢者福祉計画

横手市に暮らす誰もが未来への希望を抱き生きていくために  
家族の絆・地域の絆を深め共に支え合い、助け合う地域社会

平成24年3月



横 手 市

# 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 法令等の根拠	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
第2章 現状と将来推計	11
1 人口構造と世帯状況	11
2 地域社会の状況	14
3 公共交通の状況	15
4 産業構造と雇用の変化	16
5 日常生活圏域の状況	17
6 地域包括支援センターの状況	18
7 介護保険事業の現状	21
8 各種アンケート調査結果に見る現状と課題	28
9 人口の推計	34
10 要介護認定者数と推計値	36
11 高齢者福祉と介護における課題	38
第3章 計画の目指すべき将来像と基本目標	39
1 計画の目指すべき将来像	39
2 計画における基本目標	41
3 計画の体系	42

第4章	施策の方向性	43
1	基本目標 高齢者への地域における支援体制の強化	43
2	基本目標 高齢者の自立した生活の維持	53
3	基本目標 介護保険事業の円滑な運営	82
4	全体的施策 地域包括ケアシステムの構築	86
第5章	介護給付サービス等の見込み	89
1	利用者の見込み	89
2	サービス量の見込み	91
3	サービス給付費の見込み	92
4	地域支援事業の見込み	96
5	第1号被保険者の保険料	97
第6章	計画の推進	105
1	計画の推進体制	105
2	計画の評価・管理	106
資料		107
1	第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定経過	107
2	介護保険運営協議会・各部会委員名簿	110
3	横手市介護保険条例	112
4	横手市介護保険条例施行規則	124

# 第1章 計画の概要

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

---

超高齢社会を迎えた現在、増加する高齢者をどう支援するかが全国的な課題となっています。中でも秋田県は高齢化が非常に進行している県であり、全国平均を上回る30%近い高齢化率となっています。横手市では秋田県をさらに上回り高齢化率は30%を超えています。市内には高齢化率が40%を超える地区も多いことから、一人暮らし高齢者等の生活を支えていくことのみならず、地域社会の維持・存続という観点からも、地域共助力の維持向上に向けた支援対策が、本市における最も重要な課題の一つとなっています。

それら課題の解決を図るために、介護を要する高齢者や、その家族を支援することを目的として、平成12年度より導入された介護保険制度は、開始後の10年余りにおける社会の急激な変化に対応するため、様々な制度改正が行われてきました。

特に、団塊の世代が65歳に達して、高齢者となる平成27年度を目途として、それまでの家庭内で行うものとされていた高齢者介護を社会全体で支えるという、これまでの介護保険制度の理念を一步進めて、要介護状態にならないための介護予防支援、たとえ介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で暮らせるように、在宅重視の体制づくりへと大きく制度の方向転換を行いました。また、介護にあたる人材を確保するために待遇を改善し、介護の質が向上するように、介護報酬の増額も実施されています。

要介護認定者が増加し、特に重度化した要介護認定者の増加が著しい本市においても、介護が必要な状態にならないように、たとえ介護が必要になっても状態の改善を図ることができるように、介護予防事業の実施、住み慣れた地域での在宅生活を支援する地域密着型サービスの実施など、介護予防、在宅生活支援の基盤整備を進めてきたところです。主な取り組みとして市内を東部、西部、南部の日常生活圏域に分けて、それぞれの地区に開設した地域包括支援センターが中心となり地域支援事業を行っています。また、市独自の健康づくりの取り組みである「健康の駅事業」の推進にも力を入れています。

これまで介護保険制度は、理想の高齢者介護の姿を目指して、高齢者の一層の増加が予想される平成27年度を目途として、平成17年度に制度の全般的な改正が行われ、平成18年度からの第3期事業計画、平成21年度からの第4期事業計画と見直しが行われてきました。介護保険制度改革の総仕上げとして、平成24年度からの第5期事業計画においては、介護予防支援、在宅生活継続への支援というこれまでの取り組みを一層進化させて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、能力に応じた自立生活を営むことが可能となるように、「介護」、「予防」、「医療」、「生活支援」、「住まい」の5つのサービスを一体化して切れ目なく提供する、「地域包括ケア」を推進していきます。

このたびの東日本大震災では、家族や近所の住民など、周囲の人々との関わりが、高齢者のみならず地域に暮らす住民にとって、とても重要なものであることが改めて認識されました。できるだけ長く、本人の能力、意欲に応じて地域で暮らしていける環境づくりを目指して、横手市第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定いたします。

## 2 法令等の根拠

.....

介護保険事業計画は介護保険法第117条に、高齢者福祉計画は老人福祉法第20条の8に、それぞれ基づく計画です。高齢者福祉計画は、すべての高齢者を対象とする高齢者施策全般にわたる計画であるため、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体化して策定しました。

本計画は、国の定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、秋田県が策定する「介護保険事業支援計画」、「医療保健福祉計画」、「医療費適正化計画」、「地域ケア体制整備構想」などの関連計画との整合性を図り策定しました。

### 3 計画の位置付け

---

第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画は、平成23年に策定しました本市の基本計画である横手市総合計画“ふるさとよこて スクラムプラン”後期基本計画及び横手市地域福祉計画を基盤とし、健康福祉分野の各個別計画である、「健康よこて21計画」、「横手市特定健康診査等実施計画」、「横手市障がい福祉計画及び障がい者計画」、「横手市次世代育成支援行動計画」などとの整合性を図り策定しました。

#### 横手市総合計画

“ふるさとよこて スクラムプラン”  
後期基本計画（平成23～27年度）

#### 横手市地域福祉計画

“みんなが主役！ みんなでつくる 人にやさしいまち横手”

#### 第5期

横手市介護保険事業計画・  
高齢者福祉計画

#### 関連計画

健康よこて21計画  
横手市特定健康診査等実施計画  
横手市障がい福祉計画及び障がい者計画  
横手市次世代育成支援行動計画

## 4 計画の期間

第5期計画は、平成20年度に策定した第4期計画の見直しにあたるもので、平成24年度から平成26年度までの3年間を期間として策定しました。

2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
第4期								
			第5期					
						第6期		

## 5 計画の策定体制

本計画の策定は、介護保険運営協議会、介護保険部会、高齢者福祉部会のほか、市民や関係者へのアンケートなど、市民や関係者の参画により策定しました。

### (1) 介護保険運営協議会の開催

学識経験者、サービス事業者、保健・医療・福祉関係者、被保険者代表からなる「横手市介護保険運営協議会」を設け、第5期介護保険事業計画の策定にあたりました。

### (2) 介護保険部会の開催

日常生活圏域の設定、サービスの基盤整備、介護保険料の設定や所得段階別の負担割合などについて、介護保険部会にて審議を行い、計画に反映しました。



### (3) 高齢者福祉部会の開催

介護保険事業以外の高齢者福祉事業や、地域支援事業などについて、高齢者福祉部会にて審議を行い、計画に反映しました。

### (4) 各種アンケート、意見交換の実施

介護保険や高齢者福祉に関する市民アンケート、地域づくり協議会委員との意見交換、民生児童委員・福祉協力員アンケート及び意見交換、市民活動団体との意見交換、グループホーム運営推進会議における意見交換、健康の駅参加者アンケート、横手市の未来に関する意見募集を実施し、計画に反映しました。

#### 市民アンケート

調査票種別	在宅要介護認定者	第1号被保険者	第2号被保険者																										
調査対象	横手市内在住の要介護認定を受け、施設に入所されていない方	横手市内在住の65歳以上の方	横手市内在住の40～64歳の方																										
対象者数	上記の調査対象から、1,400人を無作為抽出（合計4,200人）																												
回答結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査票種別</th> <th>在宅要介護認定者</th> <th>第1号被保険者</th> <th>第2号被保険者</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布数</td> <td>1,400人</td> <td>1,400人</td> <td>1,400人</td> <td>4,200人</td> </tr> <tr> <td>回収数</td> <td>872人</td> <td>922人</td> <td>732人</td> <td>2,526人</td> </tr> <tr> <td>有効回収数</td> <td>871人</td> <td>922人</td> <td>732人</td> <td>2,525人</td> </tr> <tr> <td>有効回収率</td> <td>62.2%</td> <td>65.9%</td> <td>52.3%</td> <td>60.1%</td> </tr> </tbody> </table>				調査票種別	在宅要介護認定者	第1号被保険者	第2号被保険者	合計	配布数	1,400人	1,400人	1,400人	4,200人	回収数	872人	922人	732人	2,526人	有効回収数	871人	922人	732人	2,525人	有効回収率	62.2%	65.9%	52.3%	60.1%
	調査票種別	在宅要介護認定者	第1号被保険者	第2号被保険者	合計																								
	配布数	1,400人	1,400人	1,400人	4,200人																								
	回収数	872人	922人	732人	2,526人																								
	有効回収数	871人	922人	732人	2,525人																								
有効回収率	62.2%	65.9%	52.3%	60.1%																									
調査方法	郵送配付 - 郵送回収																												
調査期間	平成23年2月22日～3月9日（3月中旬までの返送票含む）																												
企画実施	横手市 福祉環境部 高齢ふれあい課																												
集計	株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所																												

介護支援専門員実態調査（1回目）

調査対象	横手市内居宅介護支援事業所の介護支援専門員					
対象者数	<table border="1"> <tr> <th>事業所数</th> <th>対象者数</th> </tr> <tr> <td>26</td> <td>172人</td> </tr> </table>		事業所数	対象者数	26	172人
事業所数	対象者数					
26	172人					
回答結果	<table border="1"> <tr> <th>事業所数</th> <th>対象者数</th> </tr> <tr> <td>26</td> <td>99人</td> </tr> </table>		事業所数	対象者数	26	99人
事業所数	対象者数					
26	99人					
調査方法	郵送配布 - 郵送回収					
調査期間	平成23年2月25日～3月9日					
企画実施	横手市 福祉環境部 高齢ふれあい課					
集計	横手市 福祉環境部 高齢ふれあい課					

介護支援専門員実態調査（2回目）

調査対象	横手市内居宅介護支援事業所の介護支援専門員					
対象者数	<table border="1"> <tr> <th>事業所数</th> <th>対象者数</th> </tr> <tr> <td>32</td> <td>121人</td> </tr> </table>		事業所数	対象者数	32	121人
事業所数	対象者数					
32	121人					
回答結果	<table border="1"> <tr> <th>事業所数</th> <th>対象者数</th> </tr> <tr> <td>32</td> <td>117人</td> </tr> </table>		事業所数	対象者数	32	117人
事業所数	対象者数					
32	117人					
調査方法	郵送配布 - 郵送回収					
調査期間	平成23年7月12日～7月19日					
企画実施	横手市 健康福祉部 高齢ふれあい課					
集計	横手市 健康福祉部 高齢ふれあい課					

## サービス提供事業者調査

調査対象	横手市内介護老人福祉施設（特養）及び地域密着型介護老人福祉施設																																							
調査対象施設	<p>回収率 100%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>特別養護老人ホームさくら</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>特別養護老人ホームすこやか森の家</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>特別養護老人ホームすこやか横手</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>特別養護老人ホームビハーラ横手</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>横手市特別養護老人ホーム シルバードームいきいきの郷</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>特別養護老人ホームあやめ苑</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>横手市社会福祉協議会 特別養護老人ホーム平寿苑</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>横手市特別養護老人ホーム憩寿園</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>横手市特別養護老人ホーム雄水苑</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>横手市特別養護老人ホーム白寿園</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>特別養護老人ホームすこやか大雄</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	定員	1	特別養護老人ホームさくら	29	2	特別養護老人ホームすこやか森の家	30	3	特別養護老人ホームすこやか横手	50	4	特別養護老人ホームビハーラ横手	30	5	横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑	50	6	横手市特別養護老人ホーム シルバードームいきいきの郷	50	7	特別養護老人ホームあやめ苑	24	8	横手市社会福祉協議会 特別養護老人ホーム平寿苑	50	9	横手市特別養護老人ホーム憩寿園	54	10	横手市特別養護老人ホーム雄水苑	80	11	横手市特別養護老人ホーム白寿園	120	12	特別養護老人ホームすこやか大雄	50
	施設名	定員																																						
1	特別養護老人ホームさくら	29																																						
2	特別養護老人ホームすこやか森の家	30																																						
3	特別養護老人ホームすこやか横手	50																																						
4	特別養護老人ホームビハーラ横手	30																																						
5	横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑	50																																						
6	横手市特別養護老人ホーム シルバードームいきいきの郷	50																																						
7	特別養護老人ホームあやめ苑	24																																						
8	横手市社会福祉協議会 特別養護老人ホーム平寿苑	50																																						
9	横手市特別養護老人ホーム憩寿園	54																																						
10	横手市特別養護老人ホーム雄水苑	80																																						
11	横手市特別養護老人ホーム白寿園	120																																						
12	特別養護老人ホームすこやか大雄	50																																						
調査方法	郵送配布 - 郵送回収																																							
調査期間	平成 23 年 2 月 25 日 ~ 3 月 9 日																																							
企画実施	横手市 福祉環境部 高齢ふれあい課																																							
集計	横手市 福祉環境部 高齢ふれあい課																																							

地域密着型施設利用者等調査

調査対象	横手市内地域密着型サービス（グループホーム、特別養護老人ホーム）利用者及びその家族、事業者等運営推進会議参加者
対象者数	対象者・回答者 69 名
調査方法	ヒアリング調査
調査期間	平成 23 年 5 月 25 日～6 月 18 日
企画実施	横手市 健康福祉部 高齢ふれあい課
集計	株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所

健康の駅事業利用者アンケート

調査対象	横手市内の健康の駅 38 力所を利用している方								
対象施設数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規 模</th> <th>対象施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模</td> <td>28 力所</td> </tr> <tr> <td>中規模</td> <td>10 力所</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>38 力所</td> </tr> </tbody> </table>	規 模	対象施設数	小規模	28 力所	中規模	10 力所	合 計	38 力所
規 模	対象施設数								
小規模	28 力所								
中規模	10 力所								
合 計	38 力所								
回答結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規 模</th> <th>回答者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模</td> <td>294 人</td> </tr> <tr> <td>中規模</td> <td>104 人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>398 人</td> </tr> </tbody> </table>	規 模	回答者数	小規模	294 人	中規模	104 人	合 計	398 人
規 模	回答者数								
小規模	294 人								
中規模	104 人								
合 計	398 人								
調査方法	直接配布 - 直接回収（健康の駅開催時に実施）								
調査期間	平成 23 年 6 月 8 日～8 月 10 日								
企画実施	横手市 健康福祉部 健康推進課								
集計	株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所								

## 民生児童委員・福祉協力員アンケート

調査対象	横手市内の民生児童委員及び福祉協力員																				
調査対象	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>対象者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横 手</td> <td>456 人</td> </tr> <tr> <td>増 田</td> <td>81 人</td> </tr> <tr> <td>平 鹿</td> <td>163 人</td> </tr> <tr> <td>雄物川</td> <td>97 人</td> </tr> <tr> <td>大 森</td> <td>118 人</td> </tr> <tr> <td>十文字</td> <td>158 人</td> </tr> <tr> <td>山 内</td> <td>73 人</td> </tr> <tr> <td>大 雄</td> <td>69 人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,215 人</td> </tr> </tbody> </table>	地 域	対象者数	横 手	456 人	増 田	81 人	平 鹿	163 人	雄物川	97 人	大 森	118 人	十文字	158 人	山 内	73 人	大 雄	69 人	合 計	1,215 人
地 域	対象者数																				
横 手	456 人																				
増 田	81 人																				
平 鹿	163 人																				
雄物川	97 人																				
大 森	118 人																				
十文字	158 人																				
山 内	73 人																				
大 雄	69 人																				
合 計	1,215 人																				
回答結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>回答者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横 手</td> <td>240 人</td> </tr> <tr> <td>増 田</td> <td>61 人</td> </tr> <tr> <td>平 鹿</td> <td>76 人</td> </tr> <tr> <td>雄物川</td> <td>67 人</td> </tr> <tr> <td>大 森</td> <td>56 人</td> </tr> <tr> <td>十文字</td> <td>95 人</td> </tr> <tr> <td>山 内</td> <td>53 人</td> </tr> <tr> <td>大 雄</td> <td>32 人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>680 人</td> </tr> </tbody> </table>	地 域	回答者数	横 手	240 人	増 田	61 人	平 鹿	76 人	雄物川	67 人	大 森	56 人	十文字	95 人	山 内	53 人	大 雄	32 人	合 計	680 人
地 域	回答者数																				
横 手	240 人																				
増 田	61 人																				
平 鹿	76 人																				
雄物川	67 人																				
大 森	56 人																				
十文字	95 人																				
山 内	53 人																				
大 雄	32 人																				
合 計	680 人																				
調査方法	直接配布 - 直接回収（定例会等開催時に実施）																				
調査期間	平成 23 年 5 月 27 日～7 月 11 日																				
企画実施	横手市 健康福祉部 高齢ふれあい課																				
集計	株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所																				

市民活動団体との意見交換

調査対象	NPOや市民活動団体代表者等 25 名
調査方法	第 39 回「しゃべるヴェ」にてワークショップを開催 ワークショップにおける話し合いのテーマ 「定年退職を迎えた方々が、その後の生活で、イキイキ・はつらつと暮らすためには、どんな支援や体制が必要か」
調査期間	平成 23 年 6 月 15 日
企画実施	秋田県 平鹿地域振興局 総務企画部 地域企画課
集計	横手市 健康福祉部 高齢ふれあい課

しゃべるヴェ... NPOや市民活動団体等（地域活動に取り組んでいる皆さん）と行政が気軽に意見交換や情報共有を図るための場として、平成 20 年度から開催されています。

（5）パブリックコメントの実施

パブリックコメントの実施について市報にて周知し、平成 23 年 12 月 19 日～平成 24 年 1 月 18 日に、本計画の素案を各庁舎窓口での閲覧及び横手市のホームページにて公開し広く意見を求めました。

また、同期間中に各地域づくり協議会などで素案に基づいた意見交換を実施し計画策定に反映しました。

## 第2章 現状と将来推計

## 第2章 現状と将来推計

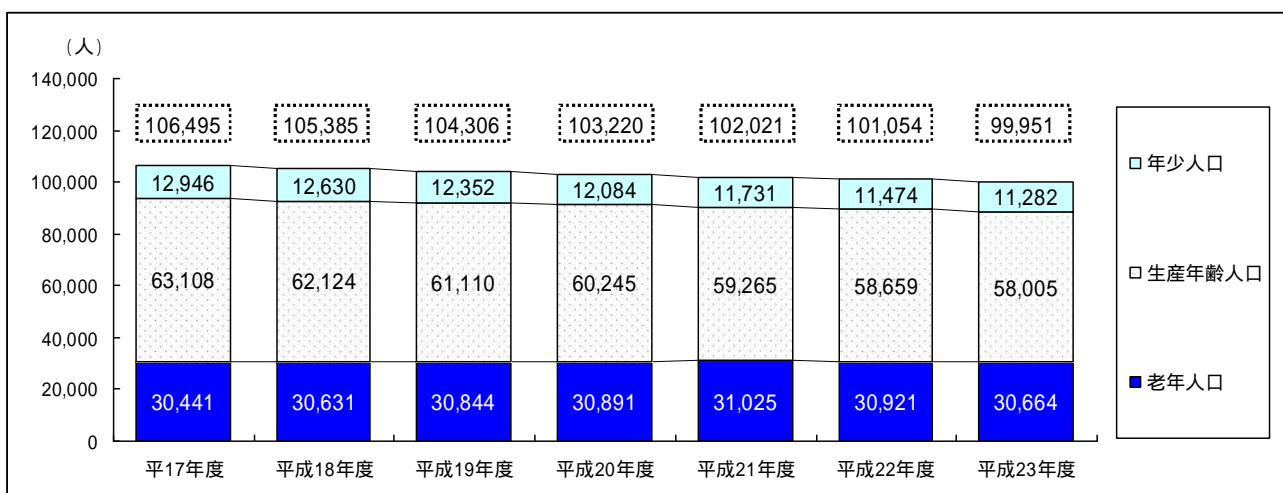
### 1 人口構造と世帯状況

#### (1) 人口の推移

過去7年間の人口推移を見ると年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は共に減少傾向にあり、特に生産年齢人口は5,103人の減少となっています。老年人口（65歳以上）は、平成21年度まではやや増加傾向にありましたが、その後減少が見られます。平成23年10月1日時点の高齢化率は30.7%となっており、秋田県の29.7%をやや上回っています。

平成23年10月1日現在の人口ピラミッドは、いわゆる団塊の世代を中心とした「つぼ型」となっており、将来的な高齢化率上昇を容易に想像させるものとなっています。このままの状況で推移すれば高齢化率4割を超えることが想定され、また、人口減少の可能性が極めて高い状況にあることを裏付けるものとなっています。このことは、高齢者を支える現役世代の負担増は避けられない状況にあることを意味し、介護保険をはじめとした社会保障制度についても現行制度では持続困難となる可能性を含んでいます。

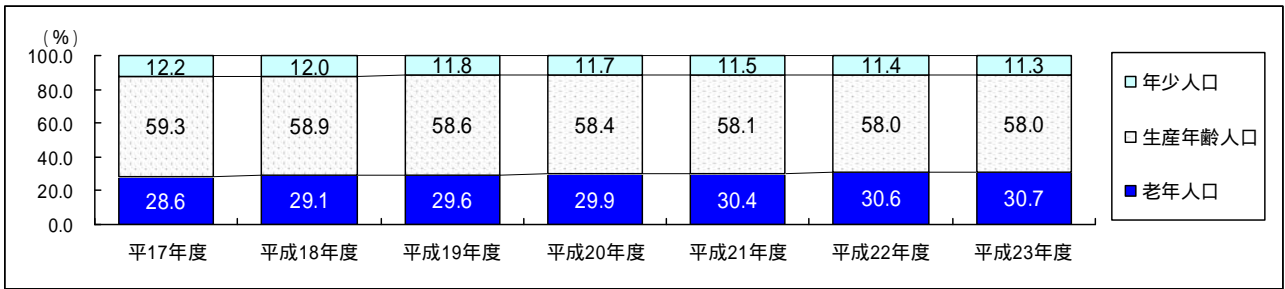
【横手市の人口の推移】



資料：住民基本台帳各年10月1日現在

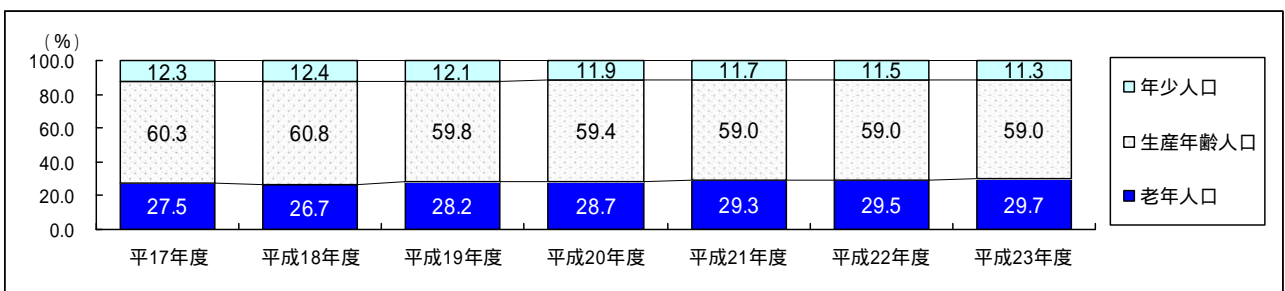


【横手市の年齢3区分割合】



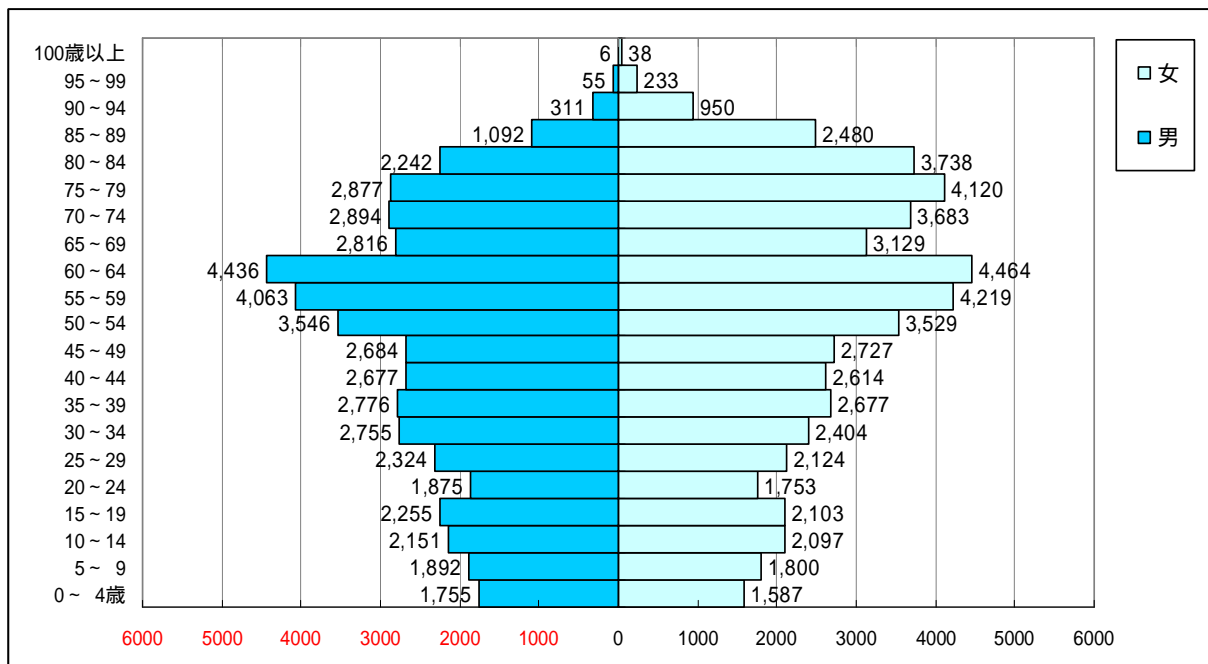
資料：住民基本台帳各年10月1日現在

【秋田県の年齢3区分割合】



資料：人口流動調査各年10月1日現在

【年齢別人口ピラミッド】

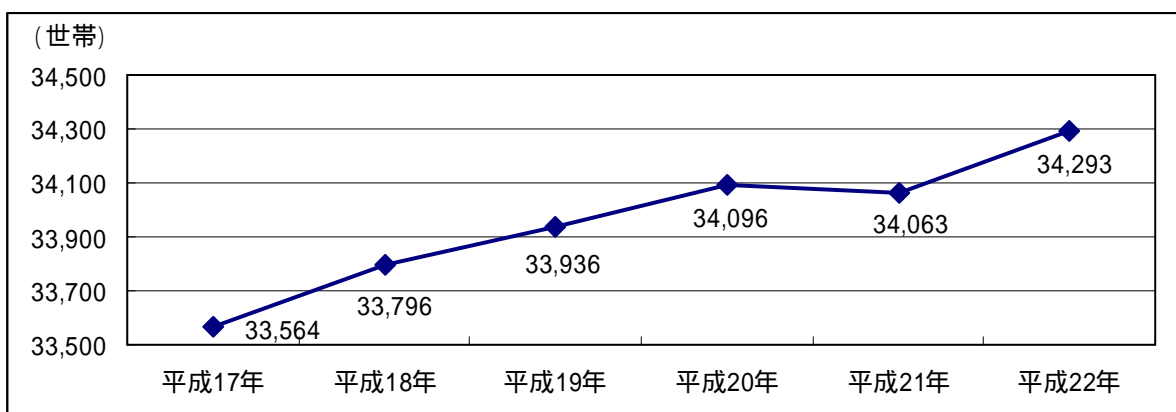


資料：住民基本台帳平成23年10月1日現在

## (2) 世帯数の推移

世帯数の推移を見ると、この6年間で729世帯(2.2%)が増加しており、人口推移とは反比例した動きになっていることが分かります。住民登録による影響もありますが、1世帯あたりの平均世帯員数は3.17人から2.94人に減少しており、核家族化の進行が推測されるところです。

【世帯数の推移】



資料：各年12月末現在

## 2 地域社会の状況

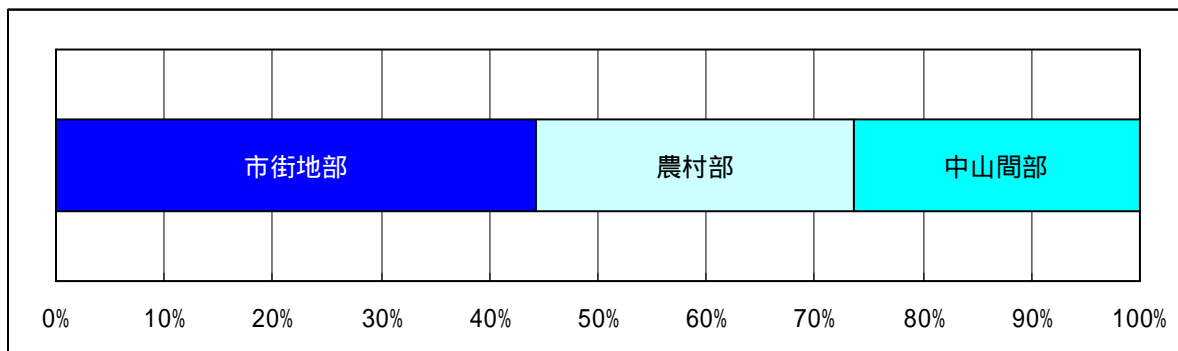
平成23年3月末現在の行政区別に見た高齢化率では40%超の行政区が12.8%（95 / 742 行政区、特別養護老人ホーム等所在の行政区を除く）となっており、更に50%超の行政区が11箇所となっています。

高齢化率40%超の行政区の内訳は市街地部44.2%、農村部29.5%、中山間部26.3%となっており、市街地部の中でも特に横手地域及び十文字地域の中心部が高い傾向にあります。住宅や大規模小売店の郊外立地が増加傾向にあり、居住機能、商業機能のドーナツ化が進んでいるとも捉えられ、過去には最もにぎやかで経済活動の中心であった地域が、現在では高齢者のみを取り残されつつあることが推測されます。

また、「限界集落」と呼ばれる高齢化率50%超の集落が今後も増加する可能性は極めて高く、当該地域における共同体機能の低下が危惧されるところです。

なお、行政区の区画は町内会や自治会の単位とは必ずしも一致していませんが、市街地部に関してはほぼ同一と考えられます。

【高齢化率40%超の行政区内訳】



資料：平成23年3月末現在

### 3 公共交通の状況

---

横手市の公共交通は、鉄道は南北方向に奥羽本線、東方向に北上線が通り、乗合バスについては横手駅隣接のバスターミナルを基点として、放射状に路線が展開しています。

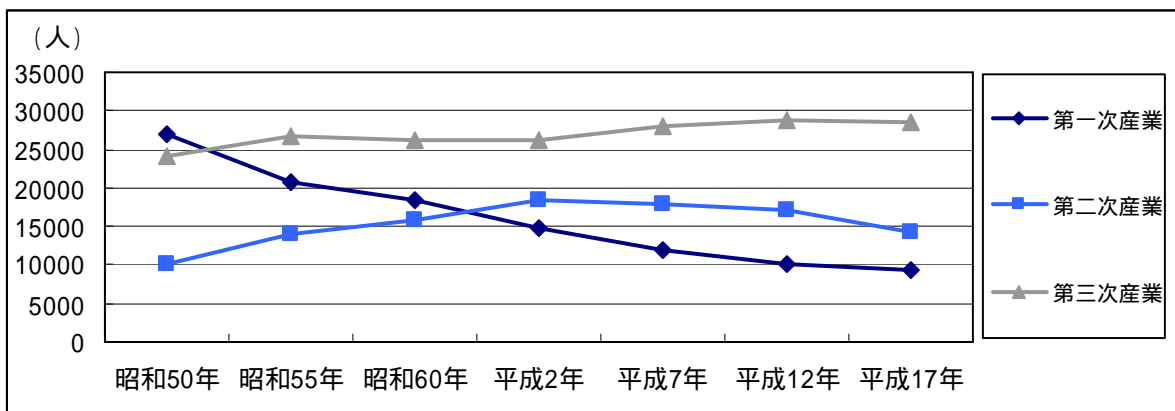
しかし、自家用車の普及や児童・生徒の減少などにより利用者が激減しており、特に乗合バスについては市内を走る路線のほとんどが赤字路線となっています。一部路線は既に廃線となっており、市による代替交通を実施していますが以前に比べ不便な状況となっています。また、公共交通から隔絶されている地域も少なからず存在し、交通手段を持たない高齢者にとって買い物、通院等が極めて不便な状況にあることが推測されます。(横手市地域公共交通総合連携計画より一部抜粋)

## 4 産業構造と雇用の変化

横手市の基幹産業である農業の従事者は、第一次産業就業者数の推移からも明らかとなり減少の一途をたどっており、農業を取り巻く情勢の厳しさによるものと推測されます。また、建設業や製造業などの第二次産業においても平成2年を境に減少に転じており、景気低迷によるものと考えられますが人材派遣による非正規雇用（平成17年調査では第三次産業に分類）の増加による影響も推測されるところです。

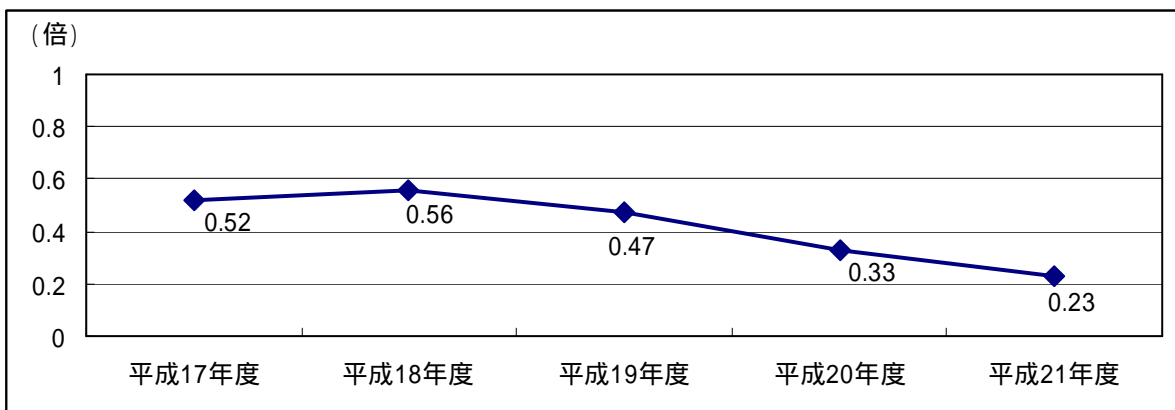
横手市における平成21年までの過去5年間の有効求人倍率の推移でも明らかとなり、長引く不況の中極めて厳しい雇用環境にあります。非正規雇用の問題も含め、現役世代の生活は極めて不安定な状況にあるとも言えます。

【産業大分類別就業者数の推移】



資料：国勢調査

【有効求人倍率の推移】



## 5 日常生活圏域の状況

横手市の日常生活圏域は、3圏域となっています。

【横手市日常生活圏域】



## 6 地域包括支援センターの状況

### (1) 地域包括支援センター数

横手市の地域包括支援センターは、東部地域包括支援センター、西部地域包括支援センター、南部地域包括支援センターの3箇所となっています。

【地域包括支援センター】

地域包括支援センター	管轄圏域
東部地域包括支援センター	横手地域・山内地域
西部地域包括支援センター	雄物川地域・大森地域・大雄地域
南部地域包括支援センター	増田地域・平鹿地域・十文字地域

### (2) 介護予防支援事業

介護予防支援計画作成状況は、平成22年では要支援1が1,560人、要支援2が3,492人となっています。

【要介護認定状況・介護予防支援計画作成状況】

		要支援1	要支援2
認定者数(延べ)	平成20年	3,206人	3,922人
	平成21年	3,144人	4,641人
	平成22年	3,194人	6,147人
計画作成数(延べ)	平成20年	1,639人	2,132人
	平成21年	1,579人	2,493人
	平成22年	1,560人	3,492人

## (3) 介護予防事業

基本チェックリストの実施状況は、平成23年度では16,713人となっています。

【基本チェックリスト実施状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
目標値	25,195人	25,020人	24,300人
実施者数	14,763人	13,663人	16,713人

目標値は、各年度4月現在の要支援・要介護認定を受けていない1号被保険者の数

## (4) 包括的支援事業

平成22年度の相談件数は、新規が1,145件、継続が6,282件となっています。また、相談・支援の方法は訪問が6,144件と多く、電話が882件、面接が351件となっています。

【相談区分】

新規	継続
1,145件	6,232件

【相談・支援の方法】

	訪問	電話	面接
件数	6,144件	882件	351件
時間	4,244時間	217時間	243時間



(5) 任意事業

任意事業では、認知症サポーター養成講座を開催し、本市職員、議員のほか、各種団体や市民参加の講座などで、育成を継続しています。

【認知症サポーター養成講座】

受講団体	平成 21 年度		平成 22 年度	
	回数	参加者	回数	参加者
いきいきサロン	19	406	31	628
J A	1	48	5	242
講座	5	142	4	157
福祉施設	2	26	6	154
学校	1	14	2	104
元気の出る健康まつり in おおもり・大森病院祭	1	105	1	68
老人クラブ			3	67
地区婦人会	1	10	1	51
スーパーマーケット (店舗売り場で実施)			1	47
自治会	2	37	1	22
民生児童委員・福祉協力員	14	316	1	15
横手市職員・市議会議員	9	144		
企業			1	9
合計	55	1,248	57	1,564

## 7 介護保険事業の現状

### (1) 介護保険見込み量の推移

平成22年度に実績値が計画値を上回っている介護サービスは認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、訪問看護、福祉用具貸与などがあります。

特に伸びが大きい認知症対応型通所介護は施設開所の影響であり、短期入所や訪問看護などの伸びは、在宅の要介護認定者の重度化の影響と考えられます。

【介護給付達成状況】

(年間延べ人数)

サービスの種類		単位	平成21年度			平成22年度		
			計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
居宅	訪問介護	回/年	11,691	12,179	104.2%	11,891	12,381	104.1%
	訪問入浴介護	回/年	3,038	2,581	85.0%	3,134	2,636	84.1%
	訪問看護	回/年	2,482	2,728	109.9%	2,561	2,946	115.0%
	訪問リハビリテーション	回/年	371	106	28.6%	377	186	49.3%
	居宅療養管理指導	回/年	4,498	3,796	84.4%	4,588	3,545	77.3%
	通所介護	回/年	17,016	17,611	103.5%	17,450	18,183	104.2%
	通所リハビリテーション	回/年	3,434	3,020	87.9%	3,492	2,948	84.4%
	短期入所生活介護	日/年	7,067	7,670	108.5%	7,458	9,016	120.9%
	短期入所療養介護	日/年	725	812	112.0%	742	830	111.9%
	特定施設入居者生活介護	人/月	744	787	105.8%	984	992	100.8%
	福祉用具貸与	人/年	15,343	16,706	108.9%	15,694	17,598	112.1%
	特定福祉用具販売	人/年	336	331	98.5%	346	370	106.9%
地域密着	認知症対応型通所介護	人/月	392	483	123.2%	399	670	167.9%
	小規模多機能型居宅介護	人/月	338	236	69.8%	540	388	71.9%
	認知症対応型共同生活介護	人/月	2,880	2,962	102.8%	2,880	2,722	94.5%
	特定施設入居者生活介護	回/年	0	14	-	0	70	-
	地域密着型介護老人福祉施設	回/年	384	276	71.9%	732	757	103.4%
他	住宅改修	人/月	270	268	99.3%	290	276	95.2%
	居宅介護支援	人/月	31,624	32,638	103.2%	32,163	33,990	105.7%
施設	介護老人福祉施設	人/月	6,636	6,754	101.8%	6,636	6,770	102.0%
	介護老人保健施設	人/月	4,584	4,603	100.4%	4,584	4,431	96.7%
	介護療養型医療施設	人/月	48	36	75.0%	48	28	58.3%

平成 22 年度に実績値が計画値を上回っている介護予防サービスは、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防住宅改修、介護予防支援などがあり、軽度者でも短期入所や福祉用具の利用率が高まっています。受給者数の増加よりもサービスに対する利用率が増えた結果、計画値を上回ったものと考えられます。

【介護予防給付達成状況】

(年間延べ人数)

サービスの種類		単位	平成 21 年度			平成 22 年度		
			計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
居宅	介護予防訪問介護	回/年	1,485	1,505	101.3%	1,516	1,922	126.8%
	介護予防訪問入浴介護	回/年	0	1	-	0	1	-
	介護予防訪問看護	回/年	0	28	-	0	20	-
	介護予防訪問リハビリテーション	回/年	29	3	10.3%	30	5	16.7%
	介護予防居宅療養管理指導	回/年	65	26	40.0%	65	39	60.0%
	介護予防通所介護	回/年	2,499	2,303	92.2%	2,577	2,852	110.7%
	介護予防通所リハビリテーション	回/年	164	92	56.1%	167	84	50.3%
	介護予防短期入所生活介護	日/年	57	71	124.6%	61	151	247.5%
	介護予防短期入所療養介護	日/年	13	2	15.4%	13	3	23.1%
	介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	216	37	17.1%	252	62	24.6%
	介護予防福祉用具貸与	人/年	332	590	177.7%	342	863	252.3%
	特定介護予防福祉用具販売	人/年	48	50	104.2%	48	48	100.0%
地域密着	介護予防認知症対応型通所介護	人/月	13	3	23.1%	13	0	0.0%
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0.0%	0	7	-
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	24	4	16.7%	24	16	66.7%
	介護予防地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	回/年	-	-	-	-	-	-
他	介護予防住宅改修	人/月	48	64	133.3%	48	59	122.9%
	介護予防支援	人/月	4,180	3,990	95.5%	4,268	5,016	117.5%
施設	介護老人福祉施設	人/月	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	人/月	-	-	-	-	-	-
	介護療養型医療施設	人/月	-	-	-	-	-	-

## (2) 介護保険給付状況の推移

平成22年度に実績値が計画値を上回っている介護サービスは、訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、居宅介護支援などがあります。特に在宅の要介護認定者の重度化の影響で、訪問介護や訪問看護、短期入所などが計画値を大きく上回っています。

【介護給付費の達成状況】

(千円)

サービスの種類	平成21年度			平成22年度		
	推計値	実績値	達成率	推計値	実績値	達成率
(1) 居宅サービス						
訪問介護	510,067	569,611	111.0%	526,615	687,520	130.5%
訪問入浴介護	122,374	107,330	87.7%	126,251	110,631	87.6%
訪問看護	53,310	71,078	133.3%	55,008	81,655	148.4%
訪問リハビリテーション	7,538	2,462	32.6%	7,664	5,347	69.7%
居宅療養管理指導	23,821	20,103	84.3%	24,297	18,386	75.6%
通所介護	866,403	886,876	102.3%	905,534	945,008	104.3%
通所リハビリテーション	198,601	190,408	95.7%	202,302	193,272	95.5%
短期入所生活介護	636,930	704,528	110.6%	680,173	876,411	128.8%
短期入所療養介護	65,008	75,247	115.7%	67,198	76,569	113.9%
特定施設入居者生活介護	115,032	124,316	108.0%	151,842	159,658	105.1%
福祉用具貸与	215,375	225,756	104.8%	220,819	236,604	107.14%
特定福祉用具販売	6,681	7,168	107.2%	6,881	8,751	127.1%
(2) 地域密着型サービス						
夜間対応型訪問介護	0	0	0%	0	0	0%
認知症対応型通所介護	25,176	35,760	142.0%	25,619	53,736	209.7%
小規模多機能型居宅介護	62,228	40,528	65.1%	99,565	69,987	70.2%
認知症対応型共同生活介護	692,781	699,782	101.0%	691,700	686,817	99.2%
特定施設入居者生活介護	0	2,213	-	0	13,648	-
地域密着型介護老人福祉施設	91,307	65,101	71.2%	175,458	127,487	72.6%
(3) 住宅改修	29,791	28,578	95.9%	31,281	28,220	90.2%
(4) 居宅介護支援	381,861	451,709	118.2%	388,922	497,256	127.8%
(5) 介護保険施設サービス						
介護老人福祉施設	1,630,705	1,661,782	101.9%	1,630,705	1,668,981	102.3%
介護老人保健施設	1,219,414	1,206,925	98.9%	1,219,414	1,170,279	95.9%
介護療養型医療施設	16,449	9,182	55.8%	16,449	7,144	43.4%
療養病床(医療保険適用)からの転換分	0	0	0%	0	0	0%
介護給付費計(小計)( )	6,970,862	7,186,443	103.0%	7,253,707	7,723,367	106.4%

平成 22 年度に実績値が計画値を上回っている介護予防サービスは、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防居宅介護支援などがあり、特に介護予防短期入所生活介護は 246.8%と計画値を大きく上回っており、軽度者でも短期入所や福祉用具の利用率が高まっています。

【介護予防給付費の達成状況】

(千円)

サービスの種類	平成 21 年度			平成 22 年度		
	推計値	実績値	達成率	推計値	実績値	達成率
( 1 ) 居宅サービス						
介護予防訪問介護	23,976	23,104	96.4%	24,472	31,776	129.8%
介護予防訪問入浴介護	0	7	-	0	15	-
介護予防訪問看護	0	787	-	0	560	-
介護予防訪問リハビリテーション	399	60	15.0%	413	169	40.9%
介護予防居宅療養管理指導	383	157	41.0%	383	302	78.9%
介護予防通所介護	79,510	75,073	94.4%	81,953	96,628	117.9%
介護予防通所リハビリテーション	5,661	3,493	61.7%	5,746	3,518	61.2%
介護予防短期入所生活介護	1,900	2,077	109.3%	2,067	5,101	246.8%
介護予防短期入所療養介護	97	51	52.6%	97	223	229.9%
介護予防特定施設入居者生活介護	12,534	2,077	16.6%	14,569	5,364	36.8%
介護予防福祉用具貸与	1,465	2,672	182.4%	1,510	3,662	242.5%
特定介護予防福祉用具販売	772	1,100	142.5%	772	1,142	147.9%
( 2 ) 地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	118	183	155.1%	118	0	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0%	0	371	-
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,483	824	23.7%	3,483	3,713	106.6%
( 3 ) 介護予防住宅改修	5,492	5,717	104.1%	5,492	5,096	92.8%
( 4 ) 介護予防支援	17,592	16,982	96.5%	17,963	21,562	120.0%
介護給付費計(小計)( )	153,388	134,364	87.6%	159,043	179,202	112.7%

## (3) 第4期介護保険事業計画からの特徴

## 人口の推移

## 平成22年度の後期高齢者数は、推計値よりも高い推移

第4期介護保険事業計画策定時に推計した人口と実際人口を見ると、若干の誤差はありますが、推計値と大きなかい離はなく推移しています。高齢者の人口については、前期高齢者はほぼ推計値なのに対して、後期高齢者は推計値より高く、平成23年度では推計値を173人上回り、高齢者人口全体も予測をやや上回っています。

【事業計画の推計値と実際人口の比較】

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	推計値	実際人口	推計値	実際人口	推計値	実際人口
0～14歳	11,825人	11,731人	11,558人	11,474人	11,332人	11,282人
15～64歳	59,210人	59,265人	58,476人	58,659人	57,732人	58,005人
65歳以上	30,987人	31,025人	30,776人	30,921人	30,484人	30,664人
総人口	102,022人	102,021人	100,810人	101,054人	99,548人	99,951人

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	推計値	実際人口	推計値	実際人口	推計値	実際人口
高齢者人口	30,987人	31,025人	30,776人	30,921人	30,484人	30,664人
前期高齢者	13,676人	13,674人	13,102人	13,087人	12,515人	12,522人
後期高齢者	17,311人	17,351人	17,674人	17,834人	17,969人	18,142人

資料：住民基本台帳各年10月1日現在

要介護認定者数の推移

平成 23 年度は、要介護 5 の認定者数が推計値に比べて高く推移

平成 21 年 4 月の要介護認定方法の改定が要介護度別人数のバランスに影響か

平成 21 年度はほぼ推計値どおりでしたが、平成 23 年度では要介護認定者数が推計値よりも 379 人多くなっています。認定率は 1 年で 1 ポイント上昇し、特に要介護 5 の認定者数が推計値に比べて高く推移しました。しかし、要介護認定者数の増加が、必ずしも受給者の増加にはつなげていないという現状もあります。

【事業計画の推計値と実際の要介護認定者数の比較】

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	推計値	実際人口	推計値	実際人口	推計値	実際人口
要支援 1	362 人	280 人	372 人	267 人	379 人	298 人
要支援 2	340 人	390 人	349 人	530 人	356 人	553 人
要介護 1	1,351 人	1,336 人	1,376 人	1,223 人	1,384 人	1,182 人
要介護 2	1,113 人	1,095 人	1,135 人	1,183 人	1,140 人	1,293 人
要介護 3	956 人	985 人	980 人	1,062 人	986 人	1,067 人
要介護 4	899 人	891 人	921 人	902 人	926 人	891 人
要介護 5	1,029 人	1,106 人	1,059 人	1,263 人	1,070 人	1,336 人
合計	6,051 人	6,083 人	6,191 人	6,430 人	6,241 人	6,620 人

資料：介護保険事業状況報告、各年 10 月 1 日現在

【受給者数・要介護認定者数の推移】

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
受給者数	3,791 人	4,008 人	4,134 人	4,345 人	4,424 人
要介護認定者数	5,447 人	5,615 人	5,842 人	5,985 人	6,402 人
高齢者数	30,794 人	30,867 人	31,037 人	31,005 人	30,702 人
認定率	17.7%	18.2%	18.8%	19.3%	20.9%

資料：各年 3 月末現在

## サービス量の推移

短期入所生活介護の利用増と有料老人ホームなどにおける居宅サービスの  
高頻度の複合利用

介護サービスでは、短期入所生活介護の利用が計画値より大幅に上回っています。また、有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅などで主要サービスを高頻度に利用するケースが増え、訪問介護や訪問看護、福祉用具貸与が計画値より上回りました。

認知症対応型通所介護は、グループホームが事業開始要件を満たして開所したことによる影響が表れました。

介護予防サービスの伸びは、受給者数の増加よりも、サービスに対する利用率の増加の影響が大きい結果と考えられます。

【計画値と実績値の比較（介護サービス）】

(人)

サービスの種類		単位	平成22年度		
			計画値	実績値	達成率
居宅	訪問介護	回/年	11,891	12,381	104.1%
	訪問看護	回/年	2,561	2,946	115.0%
	短期入所生活介護	日/年	7,458	9,016	120.9%
	短期入所療養介護	日/年	742	830	111.9%
	福祉用具貸与	人/年	15,694	17,598	112.1%
	特定福祉用具販売	人/年	346	370	106.9%
密着	認知症対応型通所介護	人/月	399	670	167.9%

【計画値と実績値の比較（介護予防サービス）】

(人)

サービスの種類		単位	平成22年度		
			計画値	実績値	達成率
居宅	介護予防訪問介護	回/年	1,516	1,922	126.8%
	介護予防通所介護	回/年	2,577	2,852	110.7%
	介護予防短期入所生活介護	日/年	61	151	247.5%
他	介護予防住宅改修	人/月	48	59	122.9%
	介護予防支援	人/月	4,268	5,016	117.5%

年間延べ人数



## 8 各種アンケート調査結果に見る現状と課題

### (1) 地域の状況

横手市は合併前の構成市町村に基づき8地域に区分しておりますが、各地域の中でも、市街地、郊外住宅地、農村、中山間地域など地域特性が分かれています。

市民アンケートの第1号被保険者(65歳以上)並びに第2号被保険者(40~64歳)の方々への近所付き合いの程度についての質問で、「何かしらの近所付き合いがある」との回答の割合はそれぞれ85.8%、74.9%となっています。

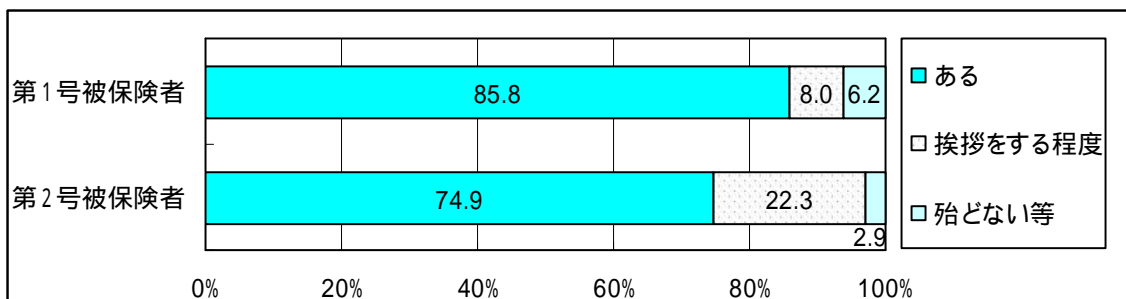
全体結果としては、おおむね近所づきあいをしている人が大半のようですが、横手や十文字などの中心部の市街地では、高齢者の一人暮らし、高齢者のみ世帯の増加が目立ち、町内会や自治会、老人クラブなど地域単位での活動のせい弱化が明らかになっています。

市民との意見交換の中では、これからの少子高齢化社会の中、特に「向う三軒両隣」「町内会」「自治会」を単位とした地域の結びつき、支え合いがより重要になるとの意見が多く寄せられました。しかし現実には、地域に町内会館が無い、若者がいない、など今後の地域コミュニティを維持していく上での問題点も指摘されています。

また、民生児童委員等を対象に行ったアンケートで、近所の高齢者世帯で困りごとがあった際に地域の手助けが期待できるかとの質問に対し、比率としては少数ですが「期待できない」との回答があり、地域における共同体機能の維持や回復に向けた対策が必要と考えられます。

特に、災害発生時に真っ先に駆けつけることが出来るのは地域の方々には他なりません。高齢者世帯の日常的な安心感確保のためにも、地域のつながりがより求められるところです。

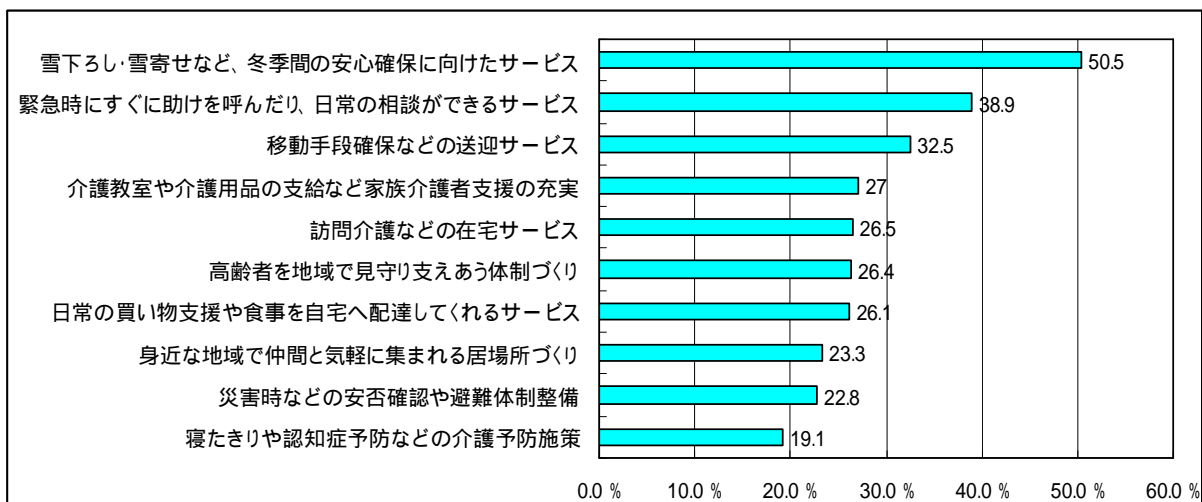
【近所付き合いの程度について】



(2) 日常生活における自立支援

高齢者が望む施策としては「除排雪対策」が最も多く、豪雪による影響も推測されるところですが、民生児童委員等へのアンケートにおいても高齢者の困り事の最上位となっています。2位は「緊急時対応」であり、民生児童委員等におけるアンケートでも同様の傾向にあることから、もしもの時に不安を抱いている高齢者が多い実態がうかがえます。また、高齢者世帯における持ち家率は極めて高く、雪対策等を含め自宅の維持管理が極めて困難になりつつある世帯の増加が推測され、介護保険制度と並び、日常生活支援策としての住宅施策が必要となっています。

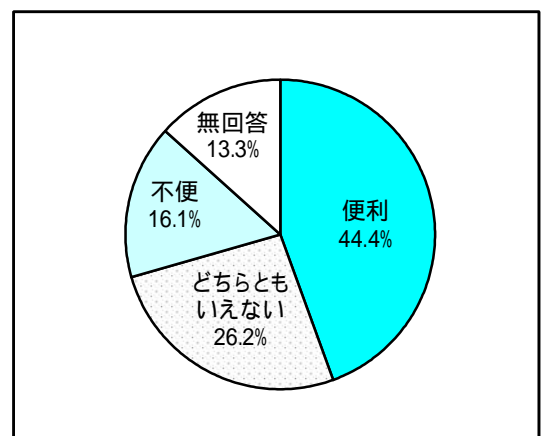
【今後の高齢者施策において力を入れてほしい分野】



アンケート調査で、「移動手段などの送迎サービス(32.5%)」や「日常の買い物支援や食事を自宅へ配達してくれるサービス(26.1%)」についても高いニーズがありますが、第1号被保険者(65歳以上)の方々への買い物の便利さについての質問では「不便」に感じている方の割合は16%にとどまっています。

市街地や住宅地では、雪対策をはじめとした住居維持への助力を、中山間地域では移動手段の支援などを求めている方が多い傾向にあります。これらは地理的要件によるものや個人の事情によるものなど様々な要素が複合的に関わっており、個別要件に応じた対策が必要となっています。

【買い物の便利さについて】



### (3) 健康づくり

健康であることは、人間が生きていく上で最大の望みの一つであるといえます。

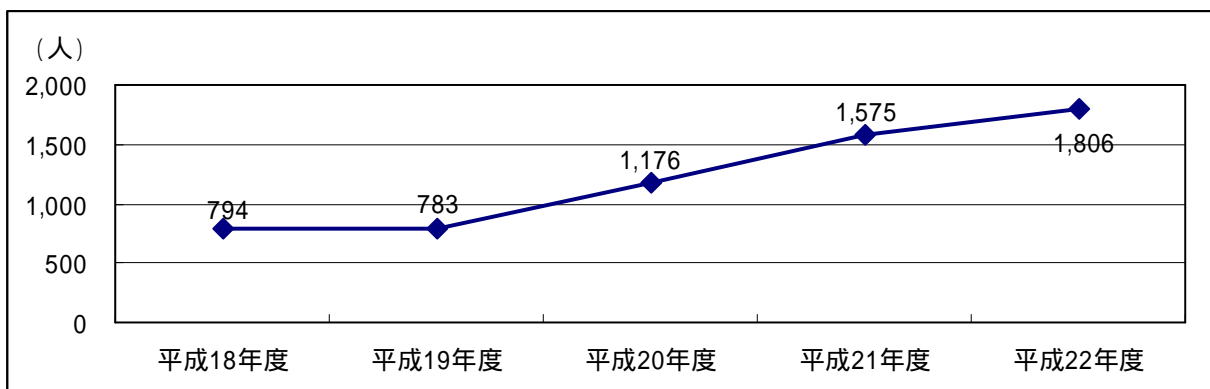
市民アンケート調査で、第2号被保険者(40~64歳)の方々への健康のため日常的に心がけていることの質問で「何もしていない」との回答は6.1%と少なく、健康管理に対する意識は全体的に高いと考えられます。しかし、健診の受診状況の質問に対し約90%の方々人間ドック等を含め何かしらの健診を受けてはいるものの、その後の医師からの指導を忠実に実行している割合は31.8%にとどまっているなど、日常的な生活習慣改善のためのハードルは高いようです。

市民との意見交換の中でも、健康寿命を延ばすためには若いときからの健康づくりへの取り組みが重要との意見が多く、元気な高齢期を迎えるためには若い時からの継続した健康づくり対策が必要です。

在宅の要介護認定を受けているの方々への介護が必要になった理由では「脳血管疾患(26.6%)」「高齢による衰え(16.0%)」「認知症(14.5%)」が上位となっています。

若い時からの対策も含め、高齢期における健診の受診、食生活改善指導などの疾病予防、認知症予防、基礎体力向上のための栄養指導、運動指導も自立した生活維持のためには必要不可欠です。健康の駅事業への参加者の実人数の推移からも分かるとおり、高齢者自身の健康維持に向けた意識は高まりつつあるものと推測されます。今後はこの意識をより高めるための、更なる健康づくりへの取り組みが重要です。

【健康の駅事業への参加人数の推移(実人数)】

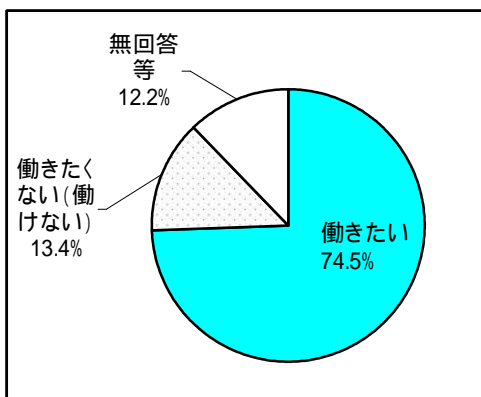


## (4) 生きがいづくり

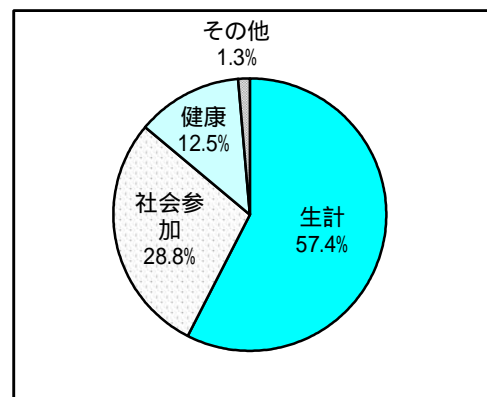
第2号被保険者(40~64歳)の方々への「65歳以降の就労希望について」の質問では、74.5%の方々が生計を立てるため『働きたい』と回答しています。

また「就労を希望する理由について」の質問では『生計を立てるため(57.5%)』、『今までの経験を活かしたい・社会の役に立ちたい(28.8%)』、『健康維持のため(12.5%)』となっています。

【65歳以降の就労希望について】



【65歳以降の就労を希望する理由について】

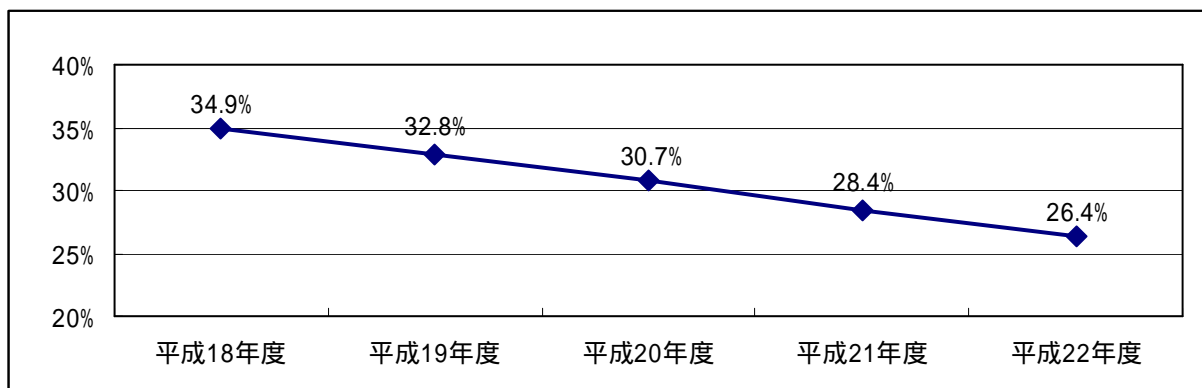


市民との意見交換の中で、『現在の平均寿命の中で60歳定年退職は早過ぎ、働く意欲があるのに勿体無い。』との意見が寄せられています。上記アンケートの結果からも働くことが社会参加につながると考えている方々も少なからず存在し、今後の高齢者施策における生きがいづくりの観点を見直していく必要があるものと思われます。

また、高齢期には社会との接点を持つことが生きる張りにつながり、心身の健康を保つ意味でも重要との意見が多く寄せられました。加えて『定年退職後にこれからどうしようでは遅い。それ以前から会社以外の社会との関わりが必要』との意見も寄せられています。町内会活動やサークル活動、本格的なボランティア活動まで幅広い活動の場の提供と若年時からの参加促進策がより一層求められるところです。

一方で、老人クラブ加入率が年々減少の一途をたどっています。特に新規加入会員の減少が顕著で、その理由としては「自分はまだ若いから入会しない」が多いようです。意識の変化に対応し老人クラブ自体が変わっていく必要性もありますが、地域に根ざした最も身近な活動団体であり、会員の増加と活動の活性化に向けた支援策が必要となっています。

【老人クラブ加入率の推移】



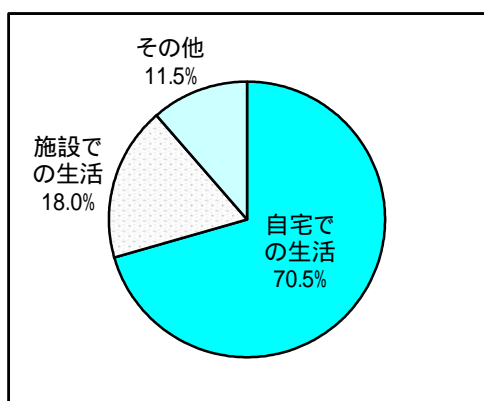
## (5) 家族が要介護状態となった時

市民アンケート調査では、第2号被保険者(40～64歳)の方々への家族に介護が必要になった場合についての質問に対し70.5%の方々が「自宅で生活させたい」と回答しています。ところが、自分自身に介護が必要になった場合についての質問では「自宅で生活したい」の回答は55.7%に低下しています。家族は自宅で介護したいが、自分自身が介護される側になった場合には家族に負担をかけたくないとの思いが推察されます。

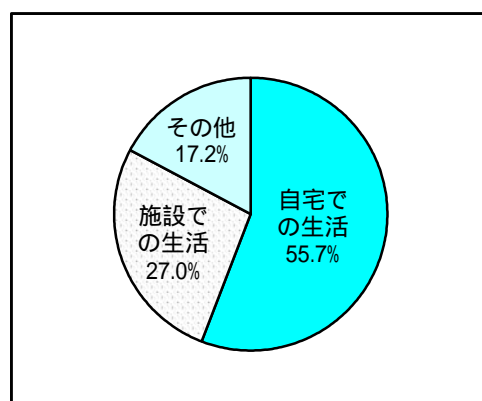
在宅の要介護認定を受けているの方々(実際の回答は家族)が介護を行う上で困っていることは「精神的負担が大きい(31.0%)」「身体的負担が大きい(22.7%)」「利用料の負担が大きい(20.6%)」が上位となっています。また、第2号被保険者(40～64歳)の方々への介護者を対象としたサービスで充実が必要なものについての質問では「介護にかかる費用の軽減」が61.1%と最も多くなっています。

在宅介護に伴う家族の負担軽減対策はこれまでも様々な取り組みがなされてきました。今後も介護に関する悩みの相談や情報提供など、よりきめ細やかな個別ケアへの対応が重要となっています。要介護者と介護者が希望する限り在宅での生活を継続していけるよう、できる限りの支援策が必要です。

【家族に介護が必要になった場合  
どこで生活させたいか】



【自分自身に介護が必要になった場合  
どこで生活したいか】



## 9 人口の推計

平成20年度から平成22年度までの実績をもとに、コーホート要因法を用いて人口を推計した結果、総人口は緩やかに減少を続け、平成26年度には96,310人と見込んでいます。

一方、65歳以上の高齢者人口は、年々増加し、平成26年度には32,063人で、平成23年度に比べ1,399人増と見込んでいます。

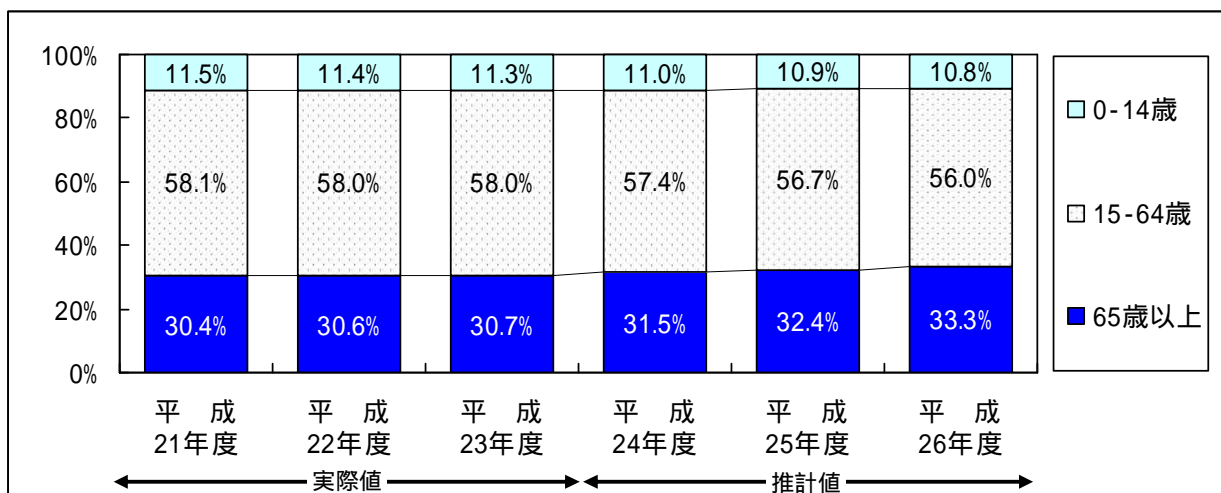
また、高齢者に占める75歳以上の後期高齢者の割合は、平成26年度には58.2%と見込んでいます。

【実際人口と将来推計】

	実際人口			将来推計値		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0～14歳	11,731人	11,474人	11,282人	10,905人	10,622人	10,356人
15～64歳	59,265人	58,659人	58,005人	56,710人	55,364人	53,891人
65歳以上	31,025人	30,921人	30,664人	31,162人	31,576人	32,063人
総人口	102,021人	101,054人	99,951人	98,777人	97,562人	96,310人

資料：住民基本台帳

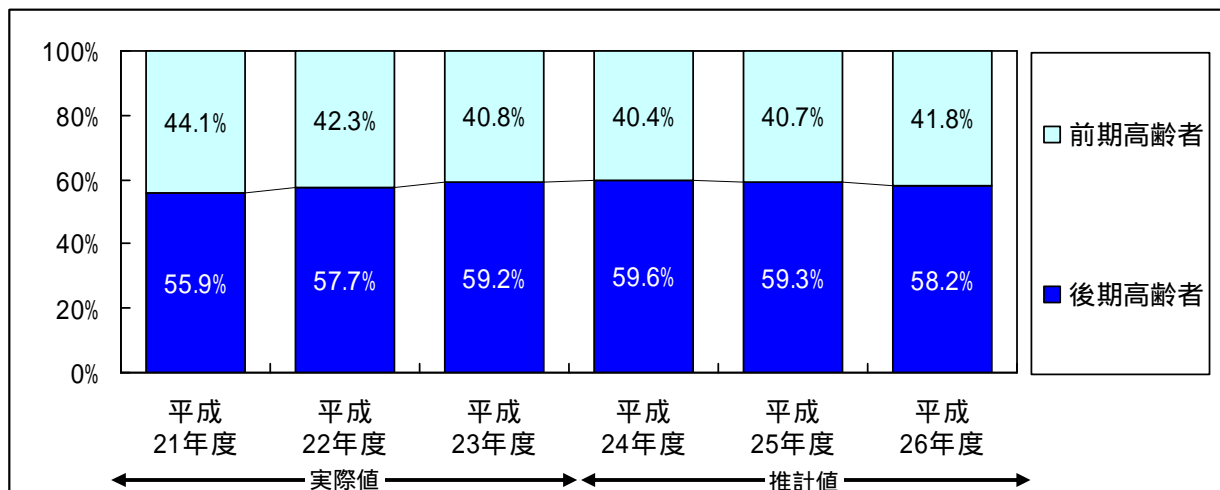
【年齢3区分別割合】



【高齢者の将来推計】

	実際人口			将来推計値		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
40～64 歳	35,215 人	35,123 人	34,959 人	34,321 人	33,531 人	32,689 人
高齢者人口	31,025 人	30,921 人	30,664 人	31,162 人	31,576 人	32,063 人
前期高齢者	13,674 人	13,087 人	12,522 人	12,602 人	12,838 人	13,399 人
65～69 歳	6,593 人	6,285 人	5,945 人	6,241 人	6,655 人	7,191 人
70～74 歳	7,081 人	6,802 人	6,577 人	6,361 人	6,183 人	6,208 人
後期高齢者	17,351 人	17,834 人	18,142 人	18,560 人	18,738 人	18,664 人
75～79 歳	7,124 人	7,093 人	6,997 人	6,861 人	6,685 人	6,425 人
80～84 歳	5,780 人	5,872 人	5,980 人	6,088 人	6,037 人	5,933 人
85～89 歳	3,059 人	3,343 人	3,572 人	3,821 人	4,084 人	4,240 人
90 歳以上	1,388 人	1,526 人	1,593 人	1,790 人	1,932 人	2,066 人

【前期・後期高齢者の割合】



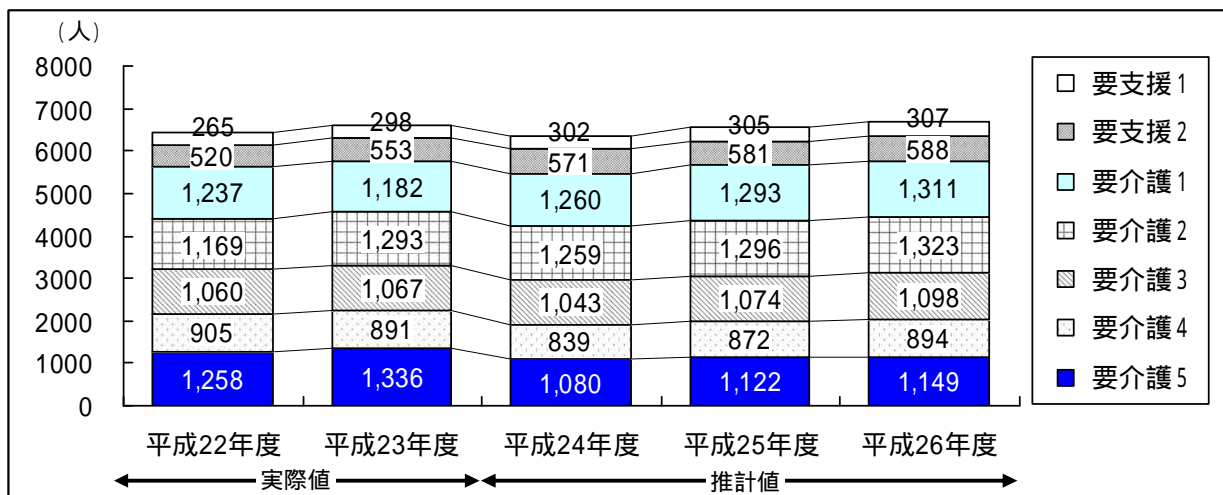


## 10 要介護認定者数と推計値

要介護認定者は、年々増加し、平成26年度には6,670人と見込んでいます。要介護度別に見ると、すべての段階の認定者が増える見込んでいます。

【要介護度別要介護認定者数の将来推計】

	実際人口		将来推計値		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	265人	298人	302人	305人	307人
要支援2	520人	553人	571人	581人	588人
要介護1	1,237人	1,182人	1,260人	1,293人	1,311人
要介護2	1,169人	1,293人	1,259人	1,296人	1,323人
要介護3	1,060人	1,067人	1,043人	1,074人	1,098人
要介護4	905人	891人	839人	872人	894人
要介護5	1,258人	1,336人	1,080人	1,122人	1,149人
合計	6,414人	6,620人	6,354人	6,543人	6,670人

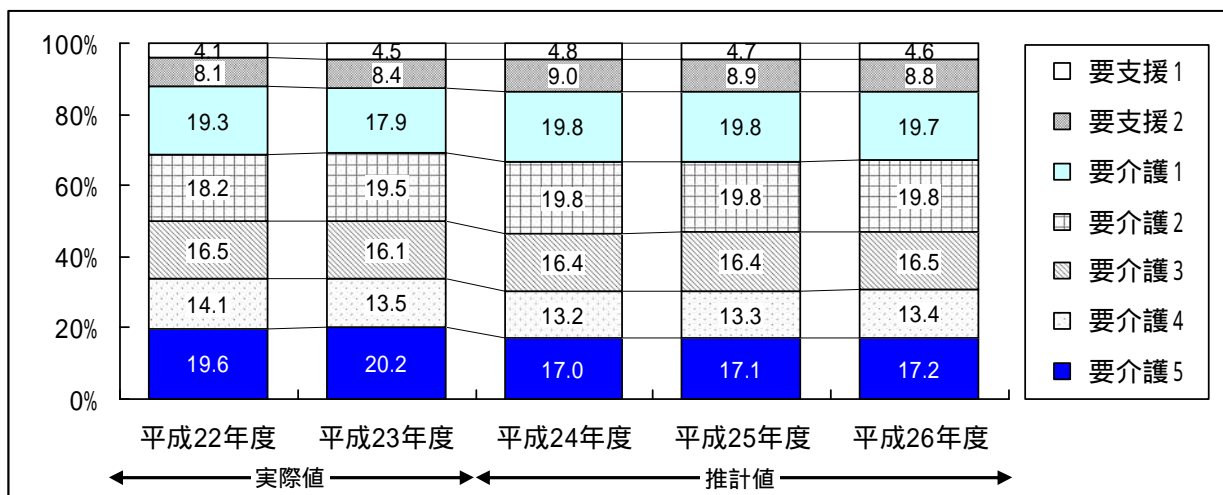


【要介護認定者数の将来推計】

	実際人口		将来推計値		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者	6,233人	6,436人	6,183人	6,374人	6,505人
前期高齢者	545人	559人	529人	530人	548人
後期高齢者	5,688人	5,877人	5,654人	5,844人	5,957人
第2号被保険者	181人	184人	171人	169人	165人

【要介護度別認定者割合】

	実際人口		将来推計値		
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要支援 1	4.1%	4.5%	4.8%	4.7%	4.6%
要支援 2	8.1%	8.4%	9.0%	8.9%	8.8%
要介護 1	19.3%	17.9%	19.8%	19.8%	19.7%
要介護 2	18.2%	19.5%	19.8%	19.8%	19.8%
要介護 3	16.5%	16.1%	16.4%	16.4%	16.5%
要介護 4	14.1%	13.5%	13.2%	13.3%	13.4%
要介護 5	19.6%	20.2%	17.0%	17.1%	17.2%



## 1.1 高齢者福祉と介護における課題

総人口は予測通り減少傾向にあり、年少人口、生産年齢人口の減少が要因となっています。高齢化率は30%を超え、今後も上昇する見込みとなっています。

人口減少に対し世帯数は増加しており、高齢者の一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加、核家族化の進行など、特に市街地で顕著になっています。農村地域・中山間地域に比較して、市街地・郊外の住宅地域は町内会活動があまり行われていない、近所付き合いが少ない傾向にあります。そのため、地域における高齢者世帯への支援もあまり期待できない傾向にあります。市街地・郊外の住宅地域の高齢者世帯では、雪下ろしや火事・地震等の災害、中山間地域の高齢者世帯では交通手段や買物や通院に、不便や不安を抱えている傾向にあります。さらに、一人暮らし高齢者は地域での声かけや見守り、話し相手を希望する方が多い傾向にありますが、住民同士の結びつきの弱い地域や限界集落化した地域では、自助努力に委ねることに限界がきつつあり、政策としての取り組みが必要な時期にきています。

要介護状態となった要因の第1位は脳血管疾患となっており、その予防のためには塩分の過剰摂取を避けるなど食生活の改善と運動の習慣づけが重要となっています。健康の駅事業や各種健康づくり教室など市民が取り組みやすい、学びやすい環境づくり、「場」の提供について、高齢ふれあい課・地域包括支援センター・健康推進課の関係各課が連携し取り組みを推進していくことが重要です。また、市民への浸透がまだ十分でない地域包括支援センターの周知活動を充実させ、相談事業や権利擁護の取り組み、コーディネート機能の強化により、地域包括ケア体制の構築を目指す必要があります。

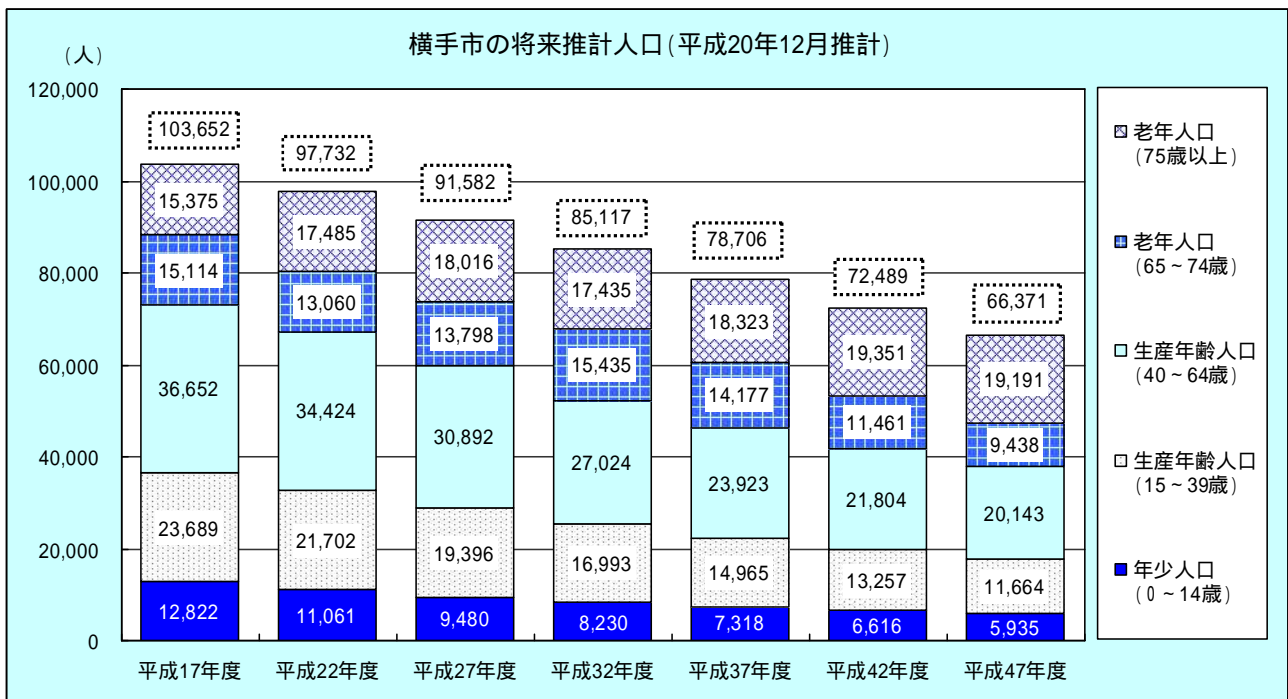
本市の要介護認定率は上昇し続けており、平成23年度には20%台に達しています。平成21年度は推計どおりですが、平成22年度に入り要介護認定者数が増加し、特に要介護5の認定者数が計画値を上回っており、総じて給付金額も伸びています。第4期計画から、施設・居住系サービスの拡充を図ってきましたが、重度化する要介護認定者が増加傾向にあり、在宅での介護が困難になっていることから短期入所の利用や訪問看護などの医療系サービス、認知症向けのサービスが今後も需要が高まることが考えられます。第5期についても一定の施設・居住系サービスを整備し在宅利用者本来のサービス利用が円滑にできるよう環境を整備するとともに、事業者側のサービスの質の向上が図られるよう保険者としての指導・監督の強化が重要となっています。

## 第3章 計画の目指すべき将来像と基本目標

# 第3章 計画の目指すべき将来像と基本目標

## 1 計画の目指すべき将来像

今回の計画策定にあたり、市民の声を可能な限り計画へ反映させることを目指し、地域づくり協議会、民生児童委員協議会において横手市の将来がどのようになるのか、国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別将来推計人口』（平成20年12月推計）における横手市の将来推計人口を主な資料として意見交換を行いました。



意見交換では以下の3点をテーマとし、委員の皆様がそれぞれに考える将来像を提案していただきました。

横手市の10年、20年先の未来を考えたとき

この地域社会は、どのような姿になっていることが理想的でしょうか

そして、そのために

横手市は、どのようなことをしていくべきでしょうか

また、あわせて

市民の皆様は、どのようなことを心がけ行動していくべきでしょうか

この中で得られた様々な意見の中から導き出された要点は以下のとおりです。

- ・ 家族のあり方（家族の大切さ、大家族の復活、沢山の子供たちに囲まれた暮らし）
- ・ 若者の定住（若者の雇用促進、結婚し子供を産み育てられる環境）
- ・ 地域社会のつながり（共助の気持ち、地域の和、お互い様の気持ち）
- ・ 健康づくり（若いときからの健康管理、介護予防、健康寿命を延ばす）

これらの意見を受け、横手市が目指すべき地域社会の将来像を以下のとおりとします。

横手市に暮らす誰もが  
未来への希望を抱き生きていくために  
家族の絆・地域の絆を深め  
共に支え合い、助け合う地域社会

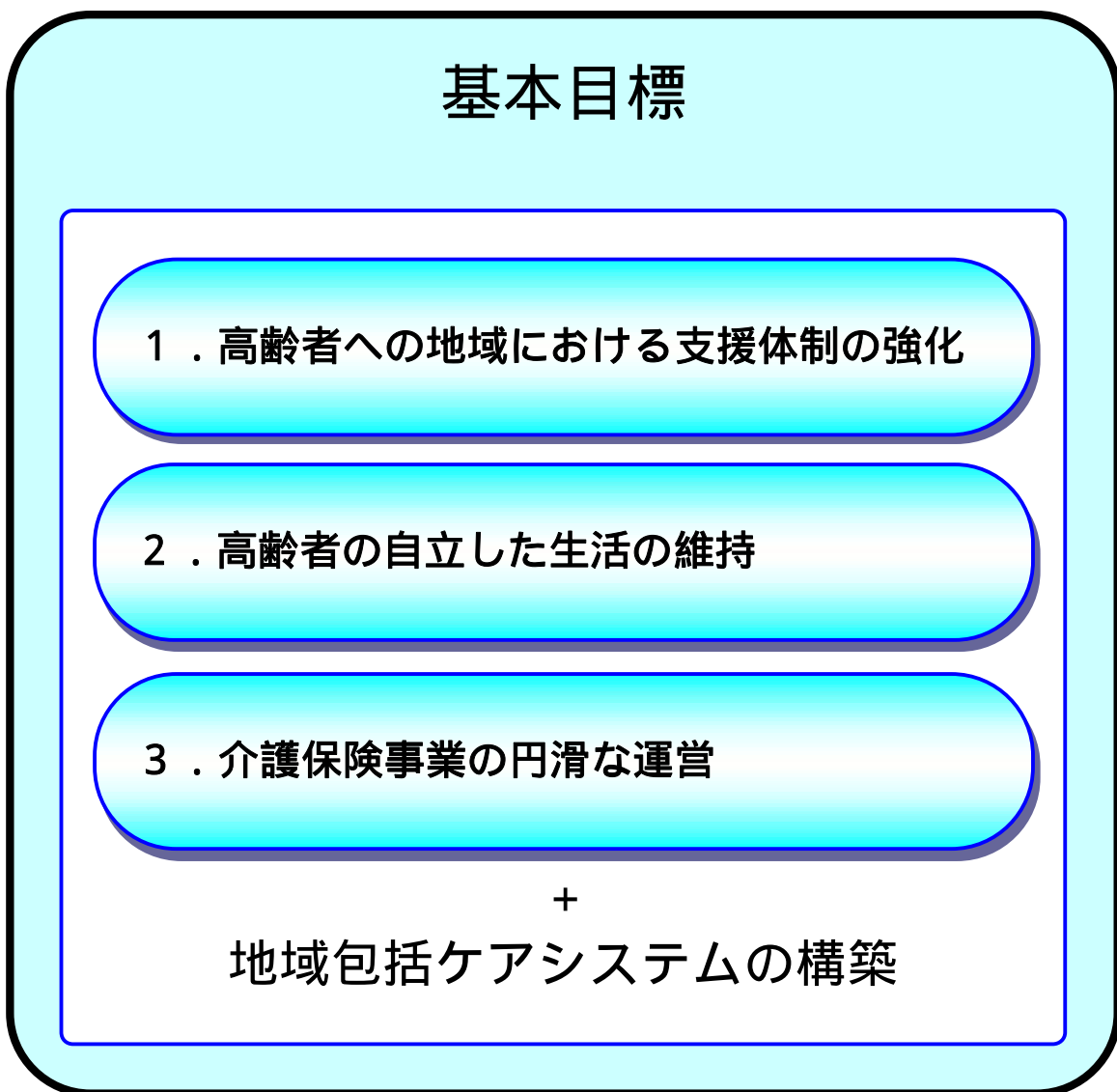
この将来像の実現を目指し、今期計画において達成すべき基本目標を次項のとおりとします。

## 2 計画における基本目標

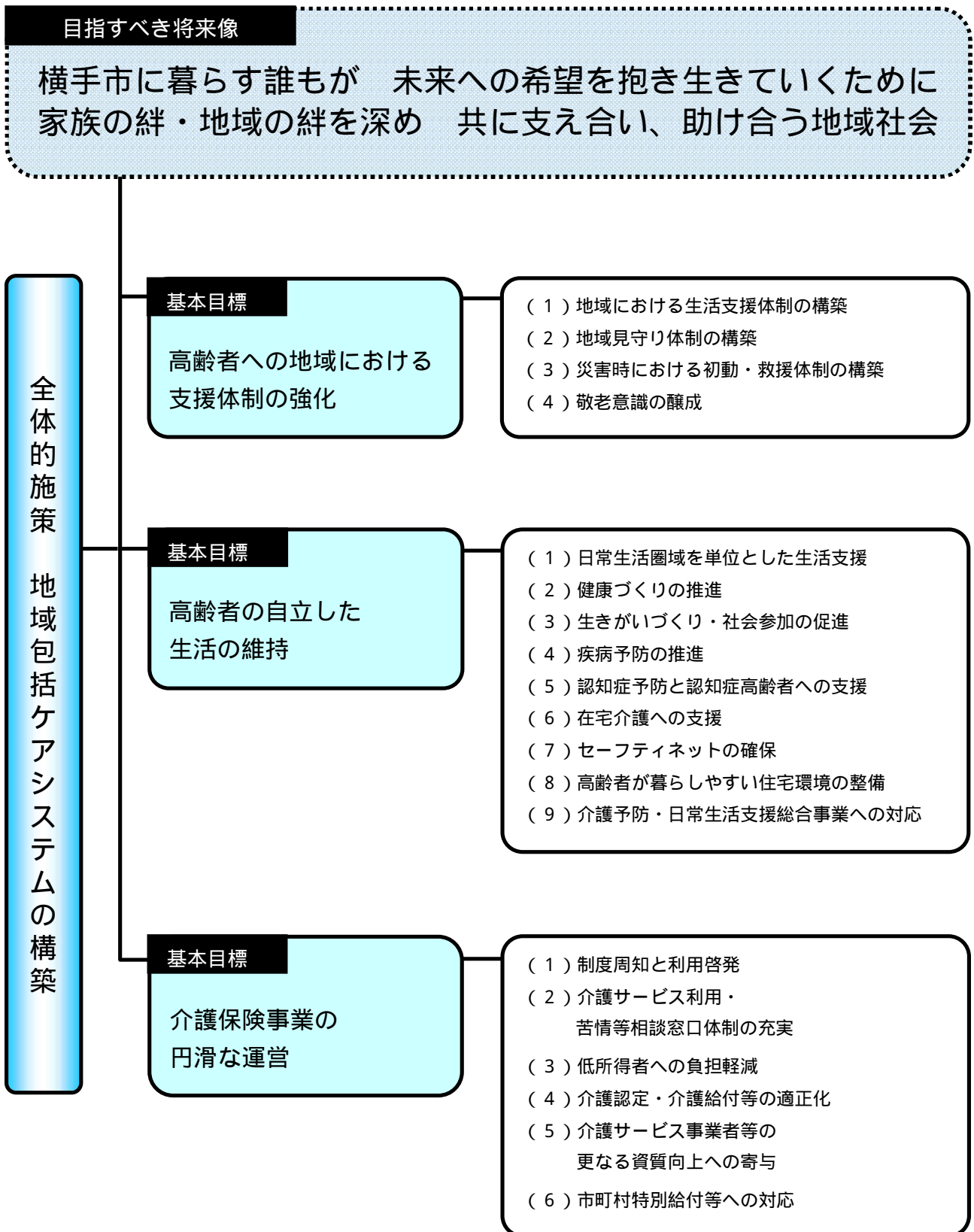
---

横手市における地域社会の『将来像』実現のため、今期計画における基本目標を以下の3点とします。

また、要援護高齢者への切れ目ないサービス提供に向けた総合調整のため、国の推奨する「地域包括ケアシステム」の構築を併せて図るものとします。



### 3 計画の体系





## 第4章 施策の方向性

## 第4章 施策の方向性

### 1 基本目標

#### 高齢者への地域における支援体制の強化

##### (1) 地域における生活支援体制の構築

高齢者の日常生活における不安要素を地域の協力・支援により克服することが可能かどうかを検討し、「町内会」「自治会」を単位とした地域での支援体制構築に向けた取り組みを進めます。

また、地域に暮らす人々の生活の礎である地域コミュニティの維持・回復に向けた働きかけについて関係課との協議・検討を進めます。

新規事業の創設	主管課
高齢者世帯への地域における雪対策支援事業	高齢ふれあい課
地域の寄り合い場づくり事業	同上
地域コミュニティの維持・回復につながる事業	同上
三世代交流助成事業	増田地域局地域振興課

【 高齢者世帯への地域における雪対策支援事業 】( 新規事業 )

雪寄せ雪下ろしが困難となっている要援護高齢者世帯を対象に、除排雪活動を行う自治会や町内会などの団体に対して、活動費への助成や除雪機の貸与等による支援を行います。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		一部地域で実証 実験	対象地域拡大	継続
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課	

【 地域の寄り合い場づくり事業 】( 新規事業 )

支援の必要な高齢者が気軽に集まりお茶のみ話のできる地域の「寄り合い場」を開設しようとする自治会や町内会に対し、その開設準備や実際の運営を支援します。「寄り合い場」においては地域の元気な高齢者が支援員となることにより、支援する側・される側双方にとってのふれあいの機会や生きがいづくりに寄与するものとします。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		一部地域で実証 実験	対象地域拡大	継続
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課	

## 【 地域コミュニティの維持・回復につながる事業 】( 新規事業 )

5 期計画期間中に事業内容検討

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		事業内容検討	一部地域で 実証実験	対象地域拡大
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課	

## 【 三世代交流助成事業 】

町内会を単位として、地域に暮らす高齢者から児童まで世代を越えた交流につながる自主的なイベント等開催へ補助金を交付し、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域コミュニティ活性化への誘導策として一定の成果を得ている。		継続	継続	継続
事業区分	元気の出る 地域づくり事業	主管課	増田地域局地域振興課	

## (2) 地域見守り体制の構築

体調急変など、もしもの時に不安を抱いている高齢者は多数います。高齢者の日常的な安心感の確保のためには地域の声かけや見守り、緊急時の通報体制の整備が必要です。「向う三軒両隣」を単位として、社会福祉協議会が進める「住民支えあいマップ」との連携を図りながら地域での見守り体制の構築を進めます。

また、初期の認知症高齢者は地域での支援を得ることにより自立した生活を維持できる可能性があるため、認知症に対する地域の理解を深めるための取り組みを進めます。

事業名	主管課
総合相談支援事業	地域包括支援センター
認知症高齢者見守り事業	同上
地域支えあいネットワークの構築	高齢ふれあい課
緊急時あんしんボタン配布事業	同上
高齢者台帳の整備	同上

## 【 総合相談支援事業 】

高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、在宅介護支援センターや民生児童委員をはじめ地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の活用につなげるなどの支援を行います。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
在宅介護支援センターや関係機関と連携し多種多様な相談へ対応している。		継続	継続	継続
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター	

## 【 認知症高齢者見守り事業 】

認知症の正しい知識を深め、理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者を養成することを目的に「認知症サポーター養成講座」の講師であるキャラバン・メイト及び認知症サポーターを養成します。

また、地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的に、フォローアップ講座の開催や認知症への理解を深めるための啓発活動、徘徊高齢者の早期発見につなげる体制を整備します。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知証サポーター及びキャラバン・メイトは、ともに目標値を上回る。徘徊見守り訓練の実施やフォローアップ講座を今後も継続的に実施していく。		継続	継続	継続
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター	

【 地域支えあいネットワークの構築 】

地域において一人暮らしや高齢者のみ世帯の見守り、地域支えあいネットワークづくりを進めるため、保健・医療・福祉関係機関、NPO法人、地域団体等が機能的な連携を図れるネットワーク体制の構築を目指します。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
関係団体との会議開催は行ったものの、より踏み込んだ事業展開が必要。		見直し 実施 検証	実施 検証	継続
事業区分	地域支援事業	主管課	高齢ふれあい課	

【 緊急時あんしんバトン配布事業 】

おおむね 65 歳以上の方を対象に、緊急時の連絡先やかかりつけ医などを記載した情報保管容器（バトン）を配布し、災害発生時や急病等の際の身元確認や救急隊への情報伝達に役立て、緊急時対応の迅速化を図ります。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業目的は違うものの、内容の類似する事業（災害時あんしんリスト）があり双方の位置づけの明確化等の検討が必要。また、24 年度から配布方法の変更が必要となっている。		内容変更 実施 検証	実施 検証	継続
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課	

## 【 高齢者台帳の整備 】

高齢者のいる世帯の実態を調査し、台帳を整備することで、災害時の要援護者の実態把握や、高齢者世帯へ必要な支援、サービス利用への働きかけ、横断的な支援のあり方の検討など、高齢者への総合支援を推進します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
未実施 （ 「要援護者台帳」と統合 ）	運用開始	データ更新	データ更新
事業区分		主管課	社会福祉課 高齢ふれあい課



(3) 災害時における初動・救援体制の構築

「要援護者台帳」との連携を図りながら要援護高齢者の実態把握を進め、民生児童委員や福祉協力員、町内会や自治会、消防団や消防本部、関係課との連携・情報共有により災害発生時の安否確認や避難誘導の迅速化を図ります。

事業名	主管課
ふれあい安心カード交付事業	高齢ふれあい課
高齢者台帳の整備（再掲）	同上

【 ふれあい安心カード交付事業 】

おおむね65歳以上の方を対象に、顔写真入りカードを交付し、裏面に住所氏名、緊急連絡先を記載することで、災害や急病時の身元確認等に役立て救助の迅速化を図ります。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業目的の類似した事業（災害時あんしんリスト）があり統合を含めた検討が必要。交付枚数は年々減少傾向にある。	他事業と統合		
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課

## (4) 敬老意識の醸成

人は誰もが年老いて、いつかは支える側から支えられる側へ変わる時が訪れます。「お互い様」を自覚し、長年にわたり地域社会を支えてきた高齢者に対する尊敬やいたわりの心、優しさは地域の支え合い、助け合いの根幹となるものです。個々人の敬老意識は、幼年期から青年期に至る成長過程での高齢者との関わりの中で育まれます。核家族化が進行する中、世代間交流や中高生によるボランティア活動の展開など、時代の変化に対応した形で、社会全体の敬老意識醸成のための取り組みを検討し進めます。

事業名	主管課
敬老会事業	高齢ふれあい課
長寿祝金支給事業	同上
三世代交流助成事業（再掲）	増田地域局地域振興課

## 【 敬老会事業 】

75歳以上の高齢者を対象に、9月の敬老月間中に主に地域局単位で敬老会を開催します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
参加者からは喜ばれているが参加率は低く、敬老意識醸成の観点での効果には検証が必要。	継続 見直し 今後の方向性決定	継続・移行期間	完全移行
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課

【 長寿祝金支給事業 】

長寿を祝い 100 歳に達した時に祝金 10 万円並びに賀詞、88 歳に達する時に 1 万円並びに賀詞を贈呈します。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
長寿を祝うという観点での一定の成果は認められる。4 期計画期間に給付額の見直しを行う。		新給付額支給開始 (10 万円・1 万円)	継続	継続
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課	

## 2 基本目標

### 高齢者の自立した生活の維持

#### (1) 日常生活圏域を単位とした生活支援

高齢者の自立した生活の維持のため生活支援サービスを引き続き実施し、より効果的なサービス提供に向け現行事業の見直しと新規事業の創設を進めます。特に公共交通の減少により移動手段を持たない高齢者にとって暮らしにくい地域が発生していることから、その対策を民間事業者や関係課との協議・連携により進めます。

また、民生児童委員や福祉協力員、関係機関と連携し、一人暮らし高齢者等の状況把握に努め必要なサービス利用に結び付けるなど、きめ細やかな対応をさらに進めます。

新規事業の創設	主管課
買い物支援事業	高齢ふれあい課
移動手段支援事業	同上

事業名	主管課
配食サービス事業	高齢ふれあい課
緊急通報体制等整備事業	同上
一人暮らし高齢者等雪下ろし雪寄せ支援事業	同上
生活管理指導員派遣事業（ヘルパー派遣）	同上
生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）	同上
寝具クリーニングサービス事業	同上
時間外通報への体制整備事業	地域包括支援センター
地域ケア会議の開催	同上
高齢者の一人暮らしへの情報提供事業	山内地域局市民福祉課

【 買い物支援事業 】( 新規事業 )

交通手段を持たない高齢者の日常生活への支援として、自宅から商店までの乗り合いタクシー等による送迎サービスを実施します。併せて市民ボランティアによる買い物時の援助を行い、自立した生活維持に結びつけます。

また、町内会館等への出前商店の開設や移動販売についても民間事業者との連携を図りながら検討を進めます。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		一部地域で 実証実験	対象地域拡大	継続
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課	

【 移動手段支援事業 】( 新規事業 )

バス路線の廃止等、公共交通の減少に伴い一部地域においては高齢者の生活が極めて不便な状況となっていることから、関係課との連携により移動手段の確保を図ります。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		事業内容検討	一部地域で 実証実験	対象地域拡大
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課	

## 【 配食サービス事業 】

おおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等で、要支援要介護認定で「非該当」と認定された方、または自立とみなされた方及び要支援者を対象に、週 3 回の夕食の配達と併せ安否確認を行い、異常があった際には関係機関への連絡を行います。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数は減少傾向にあるものの見守りと栄養管理の二つの側面で成果は認められる。利用対象範囲の見直しや内容の向上に向けた検討が必要。	利用対象者の 拡大 見直し 実施 検証	実施 検証	継続
事業区分	一般高齢福祉事業 地域支援事業	主管課	高齢ふれあい課

地域支援事業化については利用対象者の見直しが必要

## 【 緊急通報体制等整備事業 】

おおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯を対象に、操作の容易な緊急通報装置若しくはふれあい安心電話を貸与し、24 時間体制で急病や災害等の緊急時に対応します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者は増加傾向にあり、実際の活用実績もある。現在 2 種類の事業手法となっており地域事情などから一本化は困難。利用要件に関わらず利用料無料のため、公費負担が大きくなっている。	見直し 実施 検証	実施 検証	継続
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課

【 一人暮らし高齢者等雪下ろし雪寄せ支援事業 】

おおむね 65 歳以上の高齢者または身体上の理由等により独力での除排雪が困難、且つ親族や近隣者等からの援助が得られない方を対象に、自宅玄関前の道路除雪車による雪塊の排雪及び屋根の雪下ろしを行う事業者を斡旋し、所得要件に応じて要する費用の一部を助成します。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ニーズは極めて高く利用者も増加しているが、業者の確保困難や事故時対応等の課題を抱え、また公費負担も大きい。		継続 他手法の検討 実施	継続	継続
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課	

【 生活管理指導員派遣事業（ヘルパー派遣） 】

【 生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ） 】

おおむね 65 歳以上の方で、要支援要介護認定で「非該当」と認定、または「自立」とされた方を対象に、生活管理指導員の派遣による日常生活に関する支援及び指導の実施、若しくは一時的に施設へ宿泊し生活習慣等の指導により健康回復を図ることで、要介護状態への進行の予防を目的とします。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用率は極めて低いものの、緊急時の即応性が高いことやセーフティネットとしての効果は期待でき、事業としての存続は必要。		見直し 実施 検証	実施 検証	継続
事業区分	地域支援事業	主管課	高齢ふれあい課	

## 【 寝具クリーニングサービス事業 】

おおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等及び身体障がい者で、加齢、心身の障がい等により寝具の衛生管理が困難な方を対象に、寝具（掛け布団、敷き布団、毛布）の洗濯、乾燥及び消毒（年 2 回以内の利用）を行います。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用率は極めて低いものの、緊急時の即応性が高いことやセーフティネットとしての効果は期待でき、事業としての存続は必要。		見直し 実施 検証	実施 検証	継続
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課	

## 【 時間外通報への体制整備事業 】

地域包括支援センターにおいて、総合相談支援事業として緊急対応時の関係機関との 24 時間 365 日体制をとり、さらに担当者等連絡網の整備を図ります。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
時間外の総合相談体制は実施しているが、緊急通報としてのオペレーター体制の必要性を検討していく。		継続 他手法の検討 検討	継続	継続
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター	



【 地域ケア会議の開催 】

地域包括支援センターが行う地域ケア会議を毎月一回定期的を開催することにより、保健、医療、福祉、行政、介護サービス事業者等を含めた地域局単位での意思統一を図り、地域における関係機関同士の連携強化と「地域包括ケア」の実現を目指します。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業所、医療機関、民生児童委員等との情報共有と解決に向けた協議体制が構築されている。		継続	継続	継続
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター	

【 高齢者の一人暮らしへの情報提供事業 】

一人暮らし高齢者等を対象とした各種生活援助事業について、分かり易くまとめたパンフレットを作成し情報提供を行います。また、地域に出向きパンフレットを活用した説明会を開催し、各種事業の利用促進を図ります。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
平成 23 年度第 4 四半期より事業開始。		実施 検証	実施 検証	
事業区分	元気の出る地域づくり事業	主管課	山内地域局市民福祉課	

事業期間 3 ヶ年（平成 23～25 年度）の予定

## (2) 健康づくりの推進

自立した生活の基礎となる健康維持・増進のため、保健指導、栄養指導、運動指導をバランスよく組み合わせた健康づくり事業を更に進めます。

また、体力の衰えなどから引きこもりがちになり要介護状態になるという悪循環を防止するため、それら高齢者の自立した生活維持に向けた包括的な支援を引き続き実施します。併せて介護予防を含めた健康づくり施策の更なる充実を図ります。

事業名	主管課
健康づくり（一次予防）の啓発 （介護予防普及啓発事業）	健康推進課
中・小規模健康の駅事業（一次予防事業）	同上
シニアパワーアップ教室事業（一次予防事業）	同上
介護予防水中健康運動教室 （腰痛・膝痛緩和のための健康運動教室）	雄物川地域局産業建設課 （えがおの丘）
一次予防評価事業	地域包括支援センター
二次予防事業の対象者把握事業	同上
通所型介護予防事業	同上
訪問型介護予防事業	同上
二次予防事業評価事業	同上
地域介護予防活動支援事業	同上
介護予防ケアマネジメント業務	同上
はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	高齢ふれあい課
健康づくり入浴サービス券支給事業	同上
自立者支援通所事業（ミニデイサービス）	同上
高齢者健康教室事業	増田地域局地域振興課

【 健康づくり（一次予防）の啓発（介護予防普及啓発事業） 】

地域の高齢者を対象に、地域の集まりやイベントを通して、医師・歯科医師・歯科衛生士・保健師・栄養士・健康運動指導士などが、健康づくりや介護予防の普及啓発に向けた講話や教室等を行います。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
類似する事業との統合を含めた検討が必要。		継続・内容検討	見直し 実施 検証	実施 検証
事業区分	地域支援事業	主管課	健康推進課	

【 中・小規模健康の駅事業 】

中規模健康の駅事業は、生涯学習活動や地域活動と連携した地域ぐるみの“健康づくり”を支援する場です。公民館などを会場にして、健康の駅スタッフや健康の駅サポーターによる健康講話、運動指導、体力測定などを行います。

小規模健康の駅事業は、地域の顔なじみの仲間が声を掛け合い、身近な所で“健康づくり”を支援する場です。町内会館などを会場にして、健康の駅スタッフによる健康講話、運動指導、体力測定などを行います。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
順調に事業規模、参加人員を伸ばしており一定の成果を得ているが、未だ横手地域以外への浸透が不十分なため、更なる事業の周知が必要。		継続・拡大	継続・拡大	継続・拡大
事業区分	地域支援事業	主管課	健康推進課	

## 【 シニアパワーアップ教室 】

65歳以上の要介護認定を受けていない方を対象に、運動習慣を身につけ、老化や廃用性症候群を予防することを目的にした教室です。「健康の駅よこてトレーニングセンター」を会場にして、エアロバイクなどの有酸素運動、筋力向上トレーニング、バランストレーニング、機能的トレーニング、身体測定・体力測定、運動効果の評価などを行います。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
一定の成果（体力の維持・増進、痛みの緩和効果等）を得ており、その後の運動継続の比率も高い。		継続	継続	継続
事業区分	地域支援事業	主管課	健康推進課	

## 【 介護予防水中健康運動教室（腰痛・膝痛緩和のための健康運動教室） 】

65歳以上の要介護認定を受けていない方を対象に、高齢者の多くが抱えている腰痛・膝痛などを軽減し、身体機能の全般的な健康度を向上することを目的にした教室です。

雄物川温泉保健施設「えがおの丘」を会場にして、主に「プール」を利用した運動を行います。また、本教室の受講修了者を対象としたフォローアップ教室も行います。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
一定の成果（体力の維持・増進、痛みの緩和効果等）を得ており、その後の運動継続の比率も高い。		継続	継続	継続
事業区分	地域支援事業	主管課	雄物川地域局産業建設課	

【 一次予防評価事業 】

一次予防事業の目標値達成状況等の検証を通じた事業評価を行い、事業内容の改善を図ります。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
今後検証。		継続	継続	継続
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター	

【 二次予防事業の対象者把握事業 】

要介護状態となる可能性の高い状態にあると認められる二次予防事業対象者を把握するため、基本チェックリストによる調査や相談、訪問活動から対象者を把握していきます。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活機能評価による把握を中止し、基本チェックリストによる対象者把握に努めていく。		継続 （把握人数 3,400 人）	継続 （把握人数 3,400 人）	継続 （把握人数 3,400 人）
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター	

## 【 通所型介護予防事業 】

二次予防事業対象者に、通所による「運動器の機能向上プログラム」「栄養改善プログラム」「口腔機能の向上プログラム」等への参加を通じて、自立した生活の確立と自己実現の支援を行います。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加人数は順調に伸びており、介護予防プログラムの更なる充実と、類似する事業との統合を検討しながら拡大を図る。		継続・内容検討 （参加人数 200人）	見直し 実施 検証 （参加人数 200人）	実施 検証 （参加人数 200人）
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター	

## 【 訪問型介護予防事業 】

二次予防事業対象者であって、心身の状況などにより通所型介護予防事業への参加が困難な方に、保健師等が自宅を訪問し必要な相談・指導等を行います。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
心の健康づくり対策としてうつ予防・支援訪問の充実が必要。		継続・拡大を検討 （訪問人数 500人）	継続・拡大 （訪問人数 500人）	継続・拡大 （訪問人数 500人）
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター	

【 二次予防事業評価事業 】

二次予防事業の目標値達成状況等の検証による事業評価を行い、事業内容の改善を図ります。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
今後検証。		継続	継続	継続
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター	

【 地域介護予防活動支援事業 】

高齢者が介護予防に関するボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献を行い、かつ、高齢者自身の健康増進も図っていくことを積極的に支援します。現在、地域活動に携わっているリーダーを介護支援の知識や技術を地域で提供できるよう育成し、地域を越えた人材交流により活発な地域活動ができるよう支援します。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
3 地区にて講座を開催しており、更に参加者の増加を図る。		継続 (年 4 回開催)	継続 (年 4 回開催)	継続 (年 4 回開催)
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター	

## 【 介護予防ケアマネジメント業務 】

二次予防事業対象者が要介護状態等となることを予防するため、心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な援助を行います。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対象者への介護予防事業提供に向け進めているものの、受入事業所の不足等の課題を抱え、包括的なケアが不十分となっている。		継続 関係機関と協議	継続 関係機関と協議	継続 関係機関と協議
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター	

## 【 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業 】

65歳以上の高齢者の健康保持及び増進を図るため、市登録の施術所で利用できる「はり・きゅう・マッサージ施術券」を年12枚（施術1回あたり1,000円の助成）交付します。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
申請者には好評だが、利用率が高齢者人口の5%未満と低く、その反面公費負担が大きい。費用対効果の検証が必要。		継続・内容検討	継続・経過措置	事業内容変更
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課	



【健康づくり入浴サービス券支給事業】

65歳以上の高齢者の健康保持及び増進を図るため、市内入浴施設で利用できる「健康づくり入浴サービス券」を年12枚（入浴1回あたり約半額の助成）交付します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年々交付枚数、利用率共に伸びており申請者からは好評を得ている。閉じこもり予防の効果も期待できる。	継続・拡大を検討	見直し 実施 検証	継続
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課

【自立者支援通所事業（ミニデイサービス）】

おおむね60歳以上の方で、要支援要介護認定で「非該当」と認定された方、または自立とみなされた一人暮らし等の方を対象に、各地域にある施設を利用し、趣味活動等の各種サービスを提供することで、閉じこもり防止や介護予防につなげます。また、運動カリキュラムの導入等、介護予防事業としての内容充実とサービスの標準化を図ります。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域によりバラつきあるものの利用者は増加傾向にあり、引きこもり予防の効果も期待できる。介護予防事業との関連性強く統合を含めた検討が必要。	継続・内容検討	見直し 実施 検証	実施 検証
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課

## 【 高齢者健康教室事業 】

高齢者の冬期間における運動不足解消のため、増田地域局亀田地域センターを会場に運動指導・健康講話等を実施し、健康増進と閉じこもり防止を図ります。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
平成 23 年度第 4 四半期より事業開始。		実施 検証	実施 検証	
事業区分	元気の出る 地域づくり事業	主管課	増田地域局地域振興課	

事業期間 3 カ年（平成 23～25 年度）の予定

(3) 生きがいづくり・社会参加の促進

心の健康を維持する上で、社会との接点や関わりを持つことは重要です。関係課・関係機関と連携しながら各種教室やサークル活動等への参加促進を図り、併せて高齢者の自主的活動を支援します。

また、お金の有無に関わらず、働くことによって他人の役に立っていると実感することは、生きる張りや生きがいにつながるものとなります。ボランティア活動や就労機会の提供を検討し、様々な社会参加の実施に結び付けます。

一方で、定年退職後の日々の時間に余裕のある方々が増えているようです。特に、男性にこの傾向が強いようです。このような方々の日常生活が豊かなものとなるためには、どのような施策が有効で、行政としての支援が必要か調査研究を行います。

新規事業の創設	主管課
地域の寄り合い場づくり事業（再掲）	高齢ふれあい課

事業名	主管課
老人クラブ活動助成事業	高齢ふれあい課
高齢者センター管理運営事業	同上
高齢者生きがいづくり事業（ワークルーム）	十文字地域局市民福祉課

## 【 老人クラブ活動助成事業 】

地域に根ざした最も身近な自主活動団体である単位老人クラブへの補助金交付により、会員の増加、活動の活性化を図り、生きがいに結び付けます。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
団体数、会員数とも減少傾向にある。活動内容にも温度差があり、活動実績豊富な団体は生きがいの観点で高い効果が認められる一方、伸び悩む団体には新たな支援策が必要。	見直し 実施 検証	実施 検証	継続
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課

## 【 高齢者センター管理運営事業 】

## 【 高齢者生きがいづくり事業（ワークルーム） 】

高齢者の生きがいに寄与するため、高齢者専用の活動の場として横手地域高齢者センター並びに十文字地域幸福会館ワークルームを利用提供し、創作活動やサークル活動等の自主的活動を支援します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用団体、利用者数共にほぼ横ばいの状況で、利用頻度は比較的高い。両施設とも老朽化が進んでおり、施設の維持管理が課題となっている。	継続	継続	継続
事業区分	その他一般事業 元気の出る 地域づくり事業	主管課	高齢ふれあい課 十文字地域局市民福祉課

(4) 疾病予防の推進

健康維持のためには日常的な食生活改善や運動のほかに、健診等による早期発見・早期治療が必要となります。若い時からの疾病予防への取り組みを進めます。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
各種健（検）診の受診率が横ばい状態にあり、受診率向上へ更に努めていく。		継続	継続	継続
事業区分	その他一般事業	主管課	健康推進課	

## (5) 認知症予防と認知症高齢者への支援

初期の段階での認知症の進行抑制により自立した生活維持の可能性を高めることができます。医療機関との連携を図りながら早期発見・早期治療の推進と併せ、今後も引き続き認知症予防に向けた事業を介護保険事業所等との連携を図りながら実施します。

また、認知症に伴う高齢者の権利擁護のため、成年後見制度をはじめとした施策の充実を図ります。

新規事業の創設	主管課
市民後見推進事業	高齢ふれあい課

事業名	主管課
生きがいつくり支援事業（認知症予防事業）	地域包括支援センター
成年後見制度等利用支援事業	同上
権利擁護業務	同上

## 【 市民後見推進事業 】( 新規事業 )

親族等による成年後見が困難な方の増加が見込まれることから、日常的な金銭管理等の軽易な権利擁護を行う市民後見人を養成し、その活動を支援します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	実施	継続	継続
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課

【 生きがいづくり支援事業（認知症予防事業） 】

認知症を正しく理解するための知識の普及啓発と脳機能チェックを取り入れ、認知症予防対策を実施します。脳の活性化を図るためのレクリエーション等を実施し、認知症を防ぎ豊かな老後を送れるよう支援します。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症への理解と軽度認知障害の早期発見を目的に、スクリーニング検査等を実施・予防対策の充実を図っていく。		継続・拡大	継続・拡大	継続・拡大
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター	

【 成年後見制度等利用支援事業 】

地域の高齢者を対象に、成年後見制度利用者に係る低所得高齢者の申立てに要する経費や、成年後見人等の報酬の助成を行います。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談件数は年々増加傾向にある。制度の周知について検討する必要あり。		継続	継続	継続
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター	

## 【 権利擁護業務 】

地域の高齢者を対象に、成年後見制度の活用を促進します。また、老人福祉施設等への措置に向けた支援や、高齢者虐待・困難事例への対応、消費者被害の防止を図ります。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
尊厳ある生活を維持するために、専門職、関係機関がチームで対応。虐待・困難事例など緊急性を伴う相談への対応に課題あり。		継続	継続	継続
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター	



(6) 在宅介護への支援

在宅介護を行っている世帯、特に老老介護となっている世帯の負担感の軽減のため、介護サービスを補完する支援サービスを引き続き実施し、併せて要介護高齢者とその家族の自宅での生活における安心感の確保のための方策を検討します。

また、残念ながら横手市においても高齢者虐待事案が発生しており、その対策が必要となっています。介護者の精神的負担軽減のため気軽に相談できる窓口整備や居宅介護支援事業所等との情報共有、連絡体制の構築を強化します。

新規事業の創設	主管課
在宅介護出前講座	地域包括支援センター

事業名	主管課
移送サービス事業	高齢ふれあい課
介護用品支給券支給事業	同上
徘徊高齢者家族支援サービス事業	同上
在宅介護支援事業	同上
高齢者住宅整備資金融資あっせん事業	同上
地域ケア会議の開催(再掲)	地域包括支援センター
地域自立生活支援事業	同上

【在宅介護出前講座】(新規事業)

「健康の丘おもり」に所在する事業所職員が自宅等を訪問し、在宅介護をされている家族への介護技術の指導や悩み等の相談に対応します。

現状及び課題		年次計画(目標値)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
		実施	継続	継続
事業区分	一般高齢福祉事業 地域支援事業	主管課	地域包括支援センター	

## 【 移送サービス事業 】

おおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障がい者 { 要介護認定で、要介護度 4、5 と認定された方 ( 但し、緊急の場合には実態調査において要介護度 4 以上相当と認められる方も可 ) } で、身体的な理由により、一般の交通機関 ( 介護タクシーを含む ) を利用することが困難な方を対象に、医療機関への通院または入退院及び市、福祉団体が主催する事業または会議に参加するときなど、移送用車両により送迎します。

現状及び課題		年次計画 ( 目標値 )		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用ニーズは高く、拡充要望の声もあるが利用料金無料で民業圧迫の側面あり。		継続・内容検討	継続・経過措置	事業内容変更
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課	

## 【 介護用品支給券支給事業 】

要介護認定で要介護度 3 から 5 と認定された高齢者等であって、市民税非課税世帯または市民税均等割のみ課税世帯に属する方を介護している家族を対象に、市民税非課税世帯の方には年額 66,000 円、均等割のみ課税世帯の方には年額 48,000 円を上限として、「介護用品支給券」を支給します。

現状及び課題		年次計画 ( 目標値 )		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
給付ニーズは高いが利用要件が拡大解釈されつつあり、利用要件の精査、見直しが必要。		継続・内容検討	継続・経過措置	事業内容変更
事業区分	地域支援事業 一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課	

【 徘徊高齢者家族支援サービス事業 】

徘徊がみられる認知症の高齢者を介護している家族を対象に、認知症の高齢者が徘徊した場合に早期発見できる仕組みを活用し、その居場所を家族等に伝え、安心して介護できる環境整備をします。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実績が極めて乏しく、家族が高齢の場合、機器操作が困難。		他事業へ切り替え	切り替え 実施	継続
事業区分	地域支援事業	主管課	高齢ふれあい課	

【 在宅介護支援事業 】

家族介護に関する教室（介護研修、介護相談）や、情報交換し合う会を開催します。併せて、認知症の高齢者を介護している家族が相互作用により、認知症の正しい理解と適切な対応ができるように交流会を開催します。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者が固定化し、在宅介護を行う家族の気分転換や支援につながっているか事業効果の検証が必要。		継続・内容検討	見直し 実施 検証	実施 検証
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課	

## 【 高齢者住宅整備資金融資あっせん事業 】

おおむね 65 歳以上の親族である高齢者と同居し、高齢者向けの居室等の整備が必要であること、市税及び介護保険料を完納していること、整備資金の償還に十分な支払能力を有することの条件を満たす方を対象に、高齢者向けの居住環境を改善するための整備資金の融資あっせん並びに利子補給を行います。

(融資の最高限度額は 1 戸あたり：300 万円、資金貸付金の利率年 3% 以内で償還期間は 10 年です)

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
融資に伴う審査や整備後の確認など手続きが複雑な割に、民間金融機関の直接融資と比較して有利な点が少なくなっている。	廃止		
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課

## 【 地域自立生活支援事業 】

利用者やその家族からの介護サービスに係る不安や要望等の相談に介護相談員が応じる介護相談員派遣事業を行います。相談員が介護サービス事業所への橋渡しをしながら、問題の解決やサービスの質の向上を図ります。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
県内唯一の事業として有効に機能している。今後は介護相談員として NPO 法人等の一般市民の育成も検討する。	継続	継続	継続
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター

### (7) セーフティネットの確保

高齢者虐待事案の発生時やセルフネグレクト（自己放任）による不衛生な住居環境等への対処のため、その際のセーフティネットとなるべき事業を今後も引き続き実施します。

事業名	主管課
生活管理指導員派遣事業（ヘルパー派遣）（再掲）	高齢ふれあい課
生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）（再掲）	同上
寝具クリーニングサービス事業（再掲）	同上

## (8) 高齢者が暮らしやすい住宅環境の整備

「一人暮らし高齢者等雪下ろし雪寄せ支援事業」の利用者数は年々増加傾向にあり、平成23年1月の豪雪の際は相談件数が極端に増え、自宅の維持管理に苦慮している高齢者世帯の増加が推測されるところです。雪対策における支援強化もさることながら、高齢者が安心して日常生活を送るためには高齢者向け居住施設の提供も選択肢の一つとして考えられるところです。

また、要介護2以下の軽度の要介護認定を受けている高齢者のうち、587名の方が一人暮らしとなっており、そのうち504名の方が何らかのサービスを利用しながら在宅生活を維持しています。単身での生活が困難となりつつある方も少なからずおり、このことから高齢者向け居住施設の必要性が推測されるということです。

現在、養護老人ホーム入所申込者が50名、特別養護老人ホーム入所申込者のうち要介護1、2の方が81名となっており、その解消も急務となっています。一人暮らしゆえの不幸な事故や孤独死の防止のためにも、横手市に暮らす高齢者にとって最も望ましい形態の居住施設について、調査・研究・整備を早急に進めます。

新規事業の創設	主管課
高齢者向け居住施設整備事業	高齢ふれあい課
生活支援ハウス等新規開設の調査・整備事業	同上

## 【 高齢者向け居住施設整備事業 】( 新規事業 )

高齢者向け居住施設としては「サービス付き高齢者住宅」が新たに創設されたところですが、毎月の負担額を考慮すると、利用できない高齢者の存在が推測されます。そのため、低所得者にも対応可能な居住施設である軽費老人ホーム(ケアハウス)を主な対象施設として高齢者向け居住施設の整備を図ります。

現状及び課題	年次計画(目標値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	調査・検討・整備		
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課

【 生活支援ハウス等整備への調査事業 】( 新規事業 )

山間部に居住し冬期間の生活維持が困難となりつつある高齢者世帯のため、冬期間の生活拠点となる共同住宅整備の必要性について調査・検討します。

現状及び課題		年次計画(目標値)		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		調査・検討	調査・検討	現地調査・検討
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課	

## (9) 介護予防・日常生活支援総合事業への対応

要介護認定において「要支援」と「非該当」を行き来するような高齢者に対する切れ目のない総合的なサービス提供を目的に、新たに創設された「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）」の実施については市町村の裁量に委ねられているところです。

しかし実際のところ、「要支援」と「非該当」を行き来する高齢者はほぼ皆無に等しく、また「非該当」となった高齢者は二次予防事業対象者として地域包括支援センターでその後のフォローを実施しています。

総合事業そのものの導入の必要性が現時点では低いと想定されることや、実際の総合事業導入に際し、総合事業の対象となる事業の現利用者との調整や、事業所側の受け入れ体制の整備が必要となることから、総合事業の導入については第5期計画期間中に検討を進めた上で判断することといたします。

## 高齢者福祉事業における用途廃止施設の有効活用に向けた調査・研究について

基本目標 の各種施策において、実際の展開に際して会場や建物を必要とする事業が何点が想定されるところです。現在、市では学校統合による廃校舎など、整理統合により用途廃止となる公共施設が増えつつあります。これら施設を高齢者向け施設や事業拠点として利活用できないものか、その可能性と具体的用途について、関係機関・関係各課との連携・協力のもと多角的に調査・研究します。



### 3 基本目標

## 介護保険事業の円滑な運営

#### (1) 制度周知と利用啓発

市のホームページや広報紙への掲載、パンレットの配布、説明会などによる制度周知を図り、利用啓発を継続的に取り組みます。

事業名	主管課
ガイドブック作成事業（介護保険利用の手引き）	高齢ふれあい課

#### 【 ガイドブック作成事業（介護保険利用の手引き） 】

介護保険制度を分かりやすく解説したガイドブックを作成・配布することにより、制度の普及、理解促進に役立てていきます。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用相談、認定申請における資料として有効活用されている。	継続	継続	継続
事業区分	地域支援事業	主管課	高齢ふれあい課

## (2) 介護サービス利用・苦情等相談窓口体制の充実

介護保険制度の仕組みや利用手続きに関する多くの相談や、利用料や保険料等の疑問や不満・苦情に対し、高齢者が理解しやすい説明を心がけ、親切かつ適切に対応します。併せて各地域局や地域包括支援センター、高齢ふれあい課の窓口機能の充実と機関相互の連携を密にするための体制を強化します。

また、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者、国民健康保険団体連合会、秋田県などとの連携を密にし、それぞれの役割に応じた迅速かつ適切な対応が可能な体制への充実を図ります。

事業名	主管課
総合相談窓口の設置（ワンストップ相談窓口）	地域包括支援センター

## 【 総合相談窓口の設置（ワンストップ相談窓口） 】

横手庁舎1階に福祉事務所の総合相談窓口（ワンストップ相談窓口）を設置し、市民の利便性を図ると共に、相談に対して適切に対応できる組織の強化を図ります。また、相談から適切な支援につなげられるように、関係機関・関係者との連携・協力体制の充実及び連絡・調整機能の強化も進めます。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
平成23年度より総合相談窓口体制を整備しており、今後はより充実・強化を図る必要がある。	継続	継続	継続
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター

(3) 低所得者への負担軽減

介護サービスの利用を必要としながら、低所得で生計の維持が困難な方々に対し、利用料等の負担軽減対策を引き続き検討・実施します。

(4) 介護認定・介護給付等の適正化

適正な介護認定に向け、認定調査票の不備や主治医意見書との不整合の点検を強化します。

また、介護認定状況と給付実績とを照らし合わせ、要介護者に対し適切なサービス提供がなされているかの適正チェックを行います。併せて各事業所におけるケアプラン作成過程が適正かどうか、住宅改修等が利用者ニーズに対して適切かどうかについての点検を強化します。

事業名	主管課
介護給付適正化事業	高齢ふれあい課

【 介護給付適正化事業 】

秋田県介護給付適正化計画に基づき、主要適正化5事業（認定調査状況チェック、ケアプランの点検、住宅改修の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知）を中心に介護給付の適正化へ向けた取り組みを強化していきます。また、介護保険の適正運営を図るための制度周知や苦情・通報の適切な把握及び分析を行います。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
適正化に向けた一定の成果は得られているものの、短期入所事業の利用増など状況変化に対応しきれない部分が認められる。	継続・指導強化	継続・指導強化	継続・指導強化
事業区分	地域支援事業	主管課	高齢ふれあい課

### (5) 介護サービス事業者等の更なる資質向上への寄与

運営基準や介護報酬請求についての正しい理解と介護サービス事業者並びに介護支援専門員（ケアマネジャー）の更なる資質向上へ寄与するため、連絡会の開催、周知指導等を行い、利用者への適正かつ質の高いサービスの提供につなげます。

また、医療的処置が必要な方の受入事業所が不足している状況にあり、受入可能な事業所の増加に向けた取り組みを検討します。

### (6) 市町村特別給付等への対応

介護保険法で定められたサービス以外を加える「市町村特別給付」、居宅サービス等の区分支給限度額を引き上げる「支給限度基準額の上乗せ」及び介護する方の支援や要介護状態となることの予防のための「保健福祉事業」については、その費用をすべて第1号被保険者の保険料で負担する必要があります。

横手市としては、これまでと同様に保険料を押し上げる要因となる市町村特別給付等は実施しません。

## 4 全体的施策 地域包括ケアシステムの構築

### (1) 医療との連携推進

高齢者が地域で自立した生活を継続するために、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが連携した「包括的支援(地域包括ケアシステム)」を推進する必要があります。特に疾病に伴い要介護状態となった高齢者とその家族の不安感の軽減や在宅介護へのスムーズな移行に向けた医療との連携体制の構築が急務となっています。

入院中からのサポートや退院後のケアのため、医療との連携体制の推進に努めます。

新規事業の創設	主管課
医療連携体制推進事業	地域包括支援センター

事業名	主管課
地域ケア会議の開催(再掲)	地域包括支援センター
地域支えあいネットワークの構築(再掲)	高齢ふれあい課

#### 【医療連携体制推進事業】(新規事業)

入院から在宅生活までの医療・保健・福祉・介護が一体となった継続性・一貫性のある支援体制の構築に向けて、医療機関や関係組織との検討・調整を図ります。

また、認知症の早期発見・早期支援のため医療機関等との連携強化を図ります。

現状及び課題	年次計画(目標値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護者等が住み慣れた地域や家庭で暮らすために、医療機関と介護事業者との連携強化が必要。	事業内容検討	実施 検証	実施 検証
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	地域包括支援センター

## (2) 地域包括支援センター体制の強化

医療との連携や地域包括ケアにおける総合的なコーディネーター役として、地域包括支援センター体制の強化が必要となっています。現在東西南の3カ所に拠点を置く地域包括支援センターの今後のあり方について、在宅介護支援センターも含めた望ましい体制の構築に向け検討を進めます。

事業名	主管課
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域包括支援センター

## 【 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域において、多職種相互の協働等により連携し、包括的かつ継続的に支援していきます。また、個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域における連携・協働の更なる体制づくりが必要。また、介護支援専門員等への支援、関係機関との連携としてケア会議や研修会開催などの充実が必要。	継続・強化	継続・強化	継続・強化
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター

## 第5章 介護給付サービス等の見込み

# 第5章 介護給付サービス等の見込み

## 1 利用者の見込み

### (1) 施設・居住系サービス利用者数の見込み

施設サービスの利用者数は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とともに同水準の推移と見込んでいますが、介護老人福祉施設は増加を見込んでいます。

居住系サービスの利用者数は、いずれのサービスも同水準の推移と見込んでいます。

【施設サービス利用者数の見込み】

(人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設	563	593	642
介護老人保健施設	375	375	375
介護療養型医療施設	2	2	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	111	113	113
合 計	1,051	1,083	1,132

【居住系サービス利用者数の見込み】

(人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型共同生活介護	252	252	252
介護予防認知症対応型共同生活介護	2	2	2
特定施設入居者生活介護	97	97	96
地域密着型特定施設入居者生活介護	15	36	36
介護予防特定施設入居者生活介護	9	9	10
合 計	375	396	396



(2) 居宅サービス等受給者数の推計

居宅サービス等の受給者数は、要支援1、2は同水準の利用を見込んでいますが、要介護1～5については利用の増加を見込んでいます。

【居宅サービス等受給者数】 (人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援 1	151	152	153
要支援 2	338	344	347
要介護 1	783	817	844
要介護 2	922	969	1,014
要介護 3	582	598	611
要介護 4	429	449	459
要介護 5	460	470	465
合 計	3,665	3,799	3,893

## 2 サービス量の見込み

平成24年度から平成26年度の介護サービス、介護予防サービスの給付サービス量は以下のように見込んでいます。

【介護サービス/介護予防サービス量の見込み】 (人)

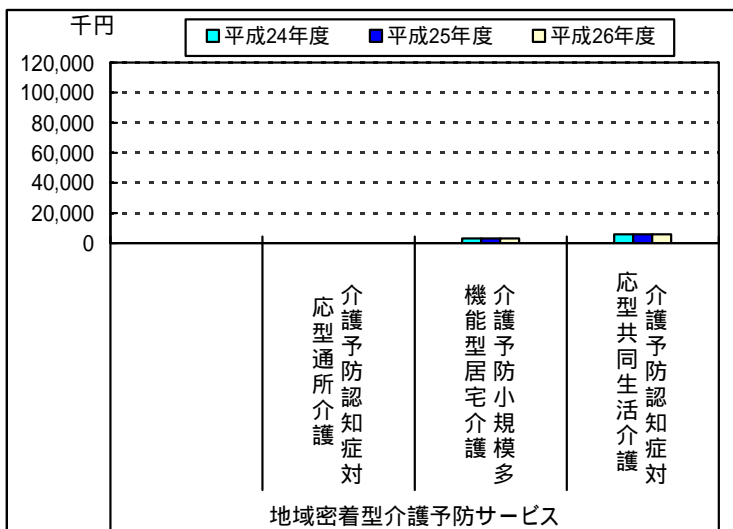
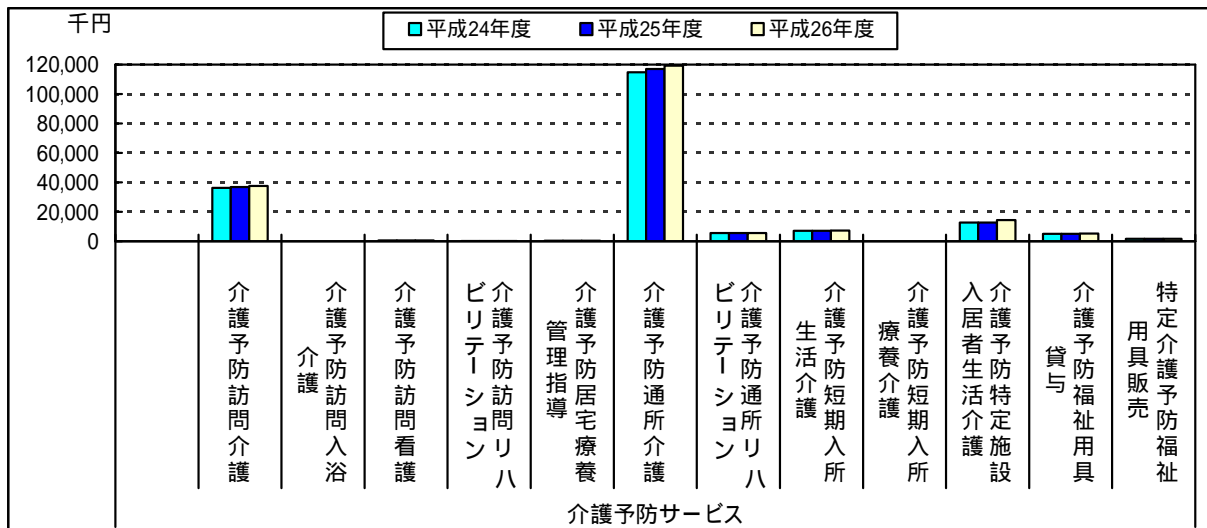
サービスの種類		介護サービス			介護予防サービス		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅	訪問介護（ホームヘルプサービス）	11,364	11,664	11,964	2,166	2,208	2,250
	訪問入浴介護	2,599	2,667	2,734	0	0	0
	訪問看護	2,952	3,036	3,036	24	24	24
	訪問リハビリテーション	352	464	576	24	24	24
	居宅療養管理指導	3,636	3,660	3,684	48	48	48
	通所介護（デイサービス）	18,583	19,383	20,182	3,231	3,293	3,356
	通所リハビリテーション（デイケア）	3,060	3,084	3,120	120	120	120
	短期入所生活介護（ショートステイ）	10,764	10,920	10,920	171	175	178
	短期入所療養介護（ショートステイ）	896	929	961	0	0	0
	特定施設入居者生活介護	1,164	1,164	1,152	108	108	120
	福祉用具貸与	18,821	19,509	20,198	1,101	1,122	1,143
	特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）	420	444	468	72	72	72
地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	80	160	240			
	認知症対応型通所介護	809	838	867	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	588	660	780	48	48	48
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	3,024	3,024	3,024	24	24	24
	地域密着型特定施設入居者生活介護	180	432	432			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,332	1,356	1,356				
他	住宅改修	276	288	300	84	84	84
	居宅介護支援	37,108	38,888	40,668	5,756	5,872	5,988
施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	6,756	7,116	7,704			
	介護老人保健施設	4,500	4,500	4,500			
	介護療養型医療施設	24	24	24			

### 3 サービス給付費の見込み

#### (1) 介護予防サービスの推計

介護予防サービスでは、通所介護の占める割合が大きくなっています。

【介護予防サービス/地域密着型介護予防サービス給付費の推計】



【標準的介護予防サービス等サービス量・給付費の推計】

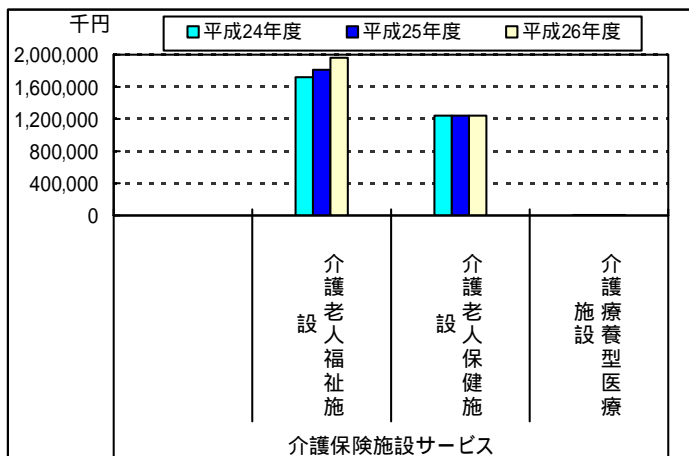
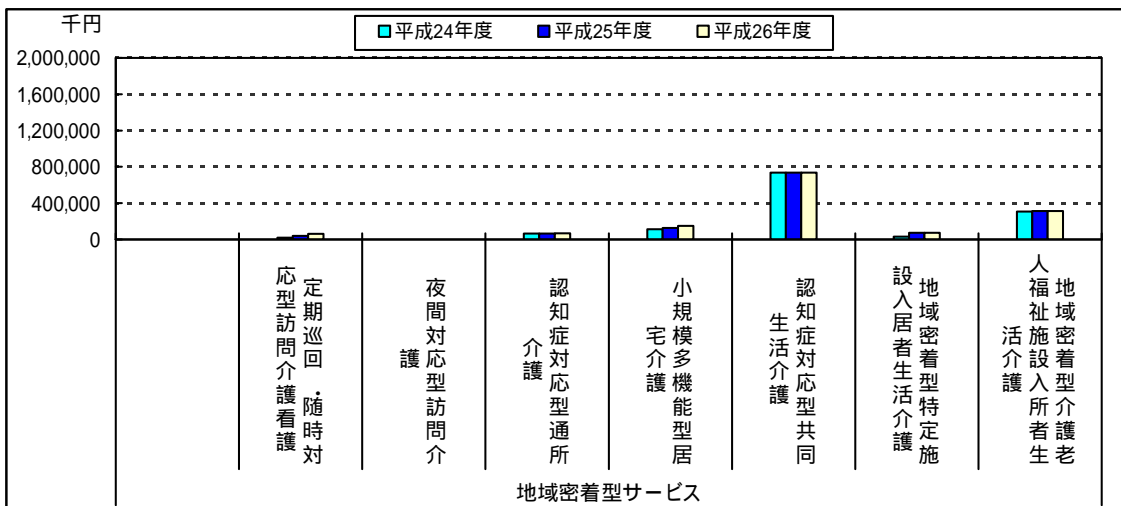
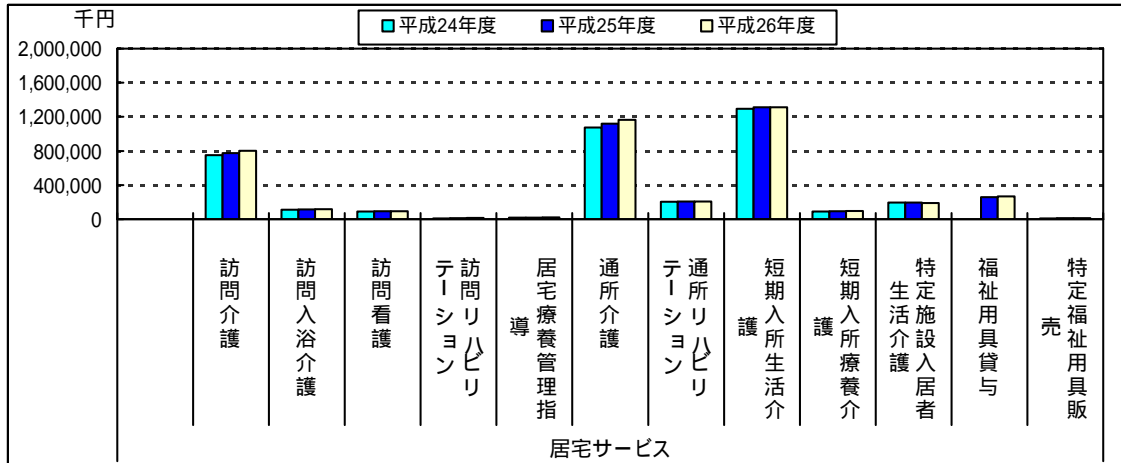
(年間)

サービスの種類	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
(1) 介護予防サービス	184,228 千円	187,367 千円	192,096 千円
介護予防訪問介護	36,194 千円	36,895 千円	37,597 千円
介護予防訪問入浴介護	0 千円	0 千円	0 千円
介護予防訪問看護	635 千円	635 千円	635 千円
介護予防訪問リハビリテーション	134 千円	134 千円	134 千円
介護予防居宅療養管理指導	376 千円	376 千円	376 千円
介護予防通所介護	114,787 千円	116,992 千円	119,196 千円
介護予防通所リハビリテーション	5,660 千円	5,660 千円	5,660 千円
介護予防短期入所生活介護	7,049 千円	7,184 千円	7,320 千円
介護予防短期入所療養介護	0 千円	0 千円	0 千円
介護予防特定施設入居者生活介護	12,723 千円	12,723 千円	14,313 千円
介護予防福祉用具貸与	5,034 千円	5,132 千円	5,229 千円
介護予防特定福祉用具販売	1,636 千円	1,636 千円	1,636 千円
(2) 地域密着型介護予防サービス	9,029 千円	9,029 千円	9,029 千円
介護予防認知症対応型通所介護	0 千円	0 千円	0 千円
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,147 千円	3,147 千円	3,147 千円
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,882 千円	5,882 千円	5,882 千円
(3) 住宅改修	7,857 千円	7,857 千円	7,857 千円
(4) 介護予防支援	24,929 千円	25,431 千円	25,933 千円
予防給付費(小計) ( )	226,043 千円	229,684 千円	234,915 千円

(2) 介護サービスの推計

介護サービスでは、施設サービスの占める割合が最も大きく、介護老人福祉施設の増加を見込んでいます。居宅サービスでは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の増加を見込んでいます。

【居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービス給付費推計の推計】



【標準的居宅サービス等/施設サービス量・給付費の推計】

(年間)

サービスの種類	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
(1) 居宅サービス	4,097,442 千円	4,205,721 千円	4,292,475 千円
訪問介護	750,923 千円	775,746 千円	801,226 千円
訪問入浴介護	110,028 千円	112,882 千円	115,736 千円
訪問看護	89,138 千円	91,718 千円	91,718 千円
訪問リハビリテーション	9,042 千円	11,917 千円	14,793 千円
居宅療養管理指導	19,309 千円	19,438 千円	19,568 千円
通所介護	1,074,457 千円	1,119,720 千円	1,164,983 千円
通所リハビリテーション	205,057 千円	206,288 千円	208,587 千円
短期入所生活介護	1,294,644 千円	1,313,034 千円	1,313,034 千円
短期入所療養介護	89,559 千円	92,647 千円	95,735 千円
特定施設入居者生活介護	196,107 千円	194,209 千円	190,029 千円
福祉用具貸与	249,028 千円	257,425 千円	265,822 千円
特定福祉用具販売	10,150 千円	10,697 千円	11,244 千円
(2) 地域密着型サービス	1,273,974 千円	1,356,534 千円	1,402,478 千円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20,299 千円	40,598 千円	60,897 千円
夜間対応型訪問介護	0 千円	0 千円	0 千円
認知症対応型通所介護	63,923 千円	66,167 千円	68,411 千円
小規模多機能型居宅介護	113,392 千円	125,974 千円	149,375 千円
認知症対応型共同生活介護	736,711 千円	736,711 千円	736,711 千円
地域密着型特定施設入居者生活介護	31,355 千円	72,856 千円	72,856 千円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	308,294 千円	314,228 千円	314,228 千円
(3) 住宅改修	30,651 千円	31,974 千円	33,263 千円
(4) 居宅介護支援	553,145 千円	579,047 千円	604,948 千円
(5) 介護保険施設サービス	2,968,206 千円	3,059,872 千円	3,209,378 千円
介護老人福祉施設	1,719,394 千円	1,811,060 千円	1,960,566 千円
介護老人保健施設	1,242,076 千円	1,242,076 千円	1,242,076 千円
介護療養型医療施設	6,736 千円	6,736 千円	6,736 千円
療養病床(医療保険適用)からの転換分	0 千円	0 千円	0 千円
介護給付費計(小計) ( )	8,923,418 千円	9,233,148 千円	9,542,542 千円
( )+( )合計	9,149,461 千円	9,462,832 千円	9,777,457 千円

## 4 地域支援事業の見込み

第5期計画期間において、介護保険料で行われる介護予防などの地域支援事業として、以下の事業を実施します。

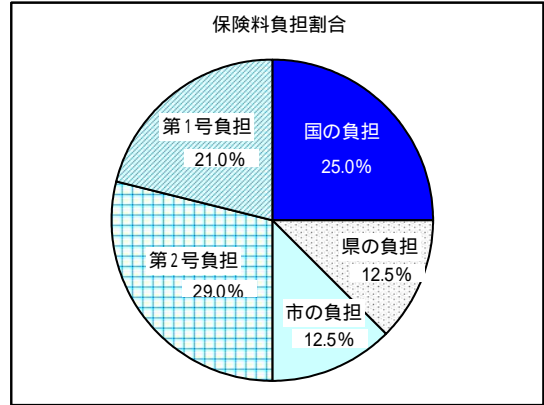
【地域支援事業費の見込み】

サービスの種類		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度								
介護 予 防 等 事 業	(1) 介護予防特定高齢者施策 ア 二次予防事業の対象者把握事業 イ 通所型介護予防事業 ウ 訪問型介護予防事業 エ 介護予防特定高齢者施策評価事業	58,835 千円	60,839 千円	62,942 千円								
	(2) 介護予防一般高齢者施策 ア 介護予防普及啓発事業 生きがいきづくり支援事業 介護予防型健康の駅事業 介護予防水中健康運動教室 イ 地域介護予防活動支援事業 生活管理指導員派遣事業 生活管理指導短期宿泊事業 ウ 介護予防一般高齢者施策評価事業											
	包 括 的 支 援 事 業 及 び 任 意 事 業				(1) 包括的支援事業 ア 介護予防ケアマネジメント事業費 イ 総合相談事業費 ウ 権利擁護事業費 エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	137,283 千円	141,956 千円	146,866 千円				
					(2) 任意事業 ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 徘徊高齢者家族支援事業 認知症高齢者見守り事業 介護用品支給券支給事業 ウ その他事業 成年後見制度利用支援事業 福祉用具・住宅改修支援事業 地域自立生活支援事業 ( 地域自立生活新事業 ) ( 介護相談員等派遣事業 )							
					合計				196,118 千円	202,795 千円	209,808 千円	

## 5 第1号被保険者の保険料

### (1) 負担割合

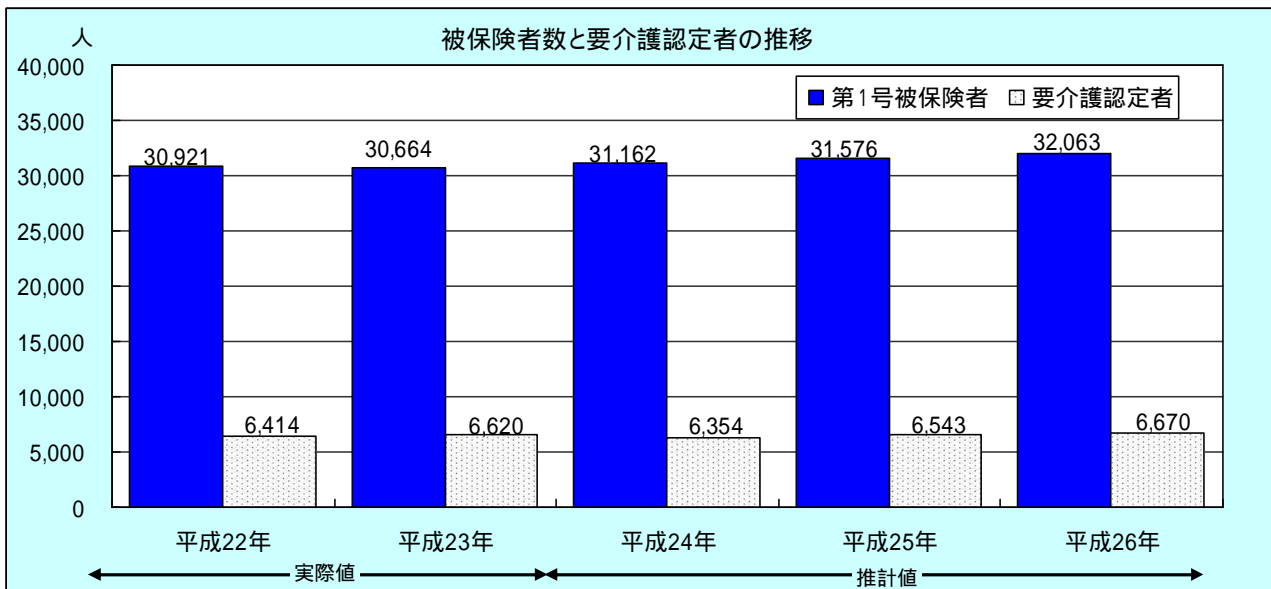
第5期の第1号被保険者負担割合は、第4期の20.0%より21.0%に増加しました。



	国の負担	県の負担	市の負担	第2号負担	第1号負担	計
負担率	25.0%	12.5%	12.5%	29.0%	21.0%	100.0%

### (2) 人口推計

被保険者数は平成23年でやや減少がみられましたが、平成24年以降は緩やかに増加傾向となっています。要介護認定者は、平成25年から再び増加に転ずる見込みです。





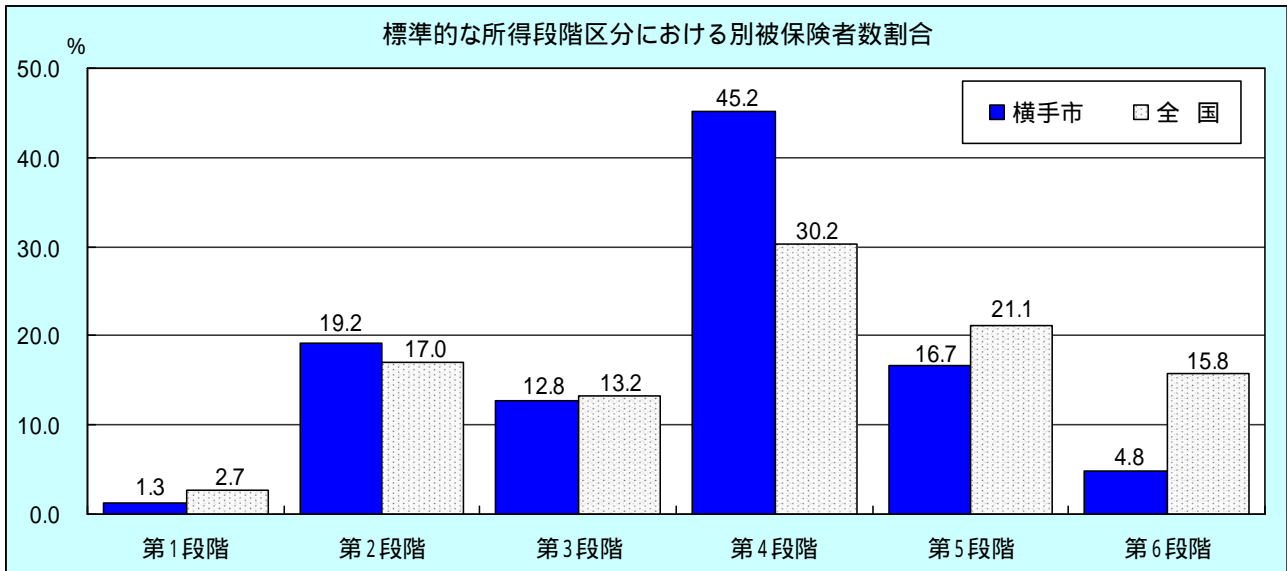
(3) 施設整備計画

第5期の施設整備計画は、介護老人福祉施設は84床を整備する予定です。地域密着型特定施設は29床を整備する予定となっています。

		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	合計 定員
		年度末定員	整備数	整備数	整備数	
介護 保険 施設	介護老人福祉施設 (特養)	564	合計4 (増床)	合計80		648
	地域密着型 介護老人福祉施設	111	合計5 (増床)			116
	介護老人保健施設 (老健)	450				450
施設 医療	療養型病床	50				50
居住 系 施設	認知症対応型 共同生活介護	261				261
	特定施設入居者 生活介護	124				124
	地域密着型特定施設		29			29

(4) 所得段階別被保険者数

標準的な所得段階で比べた場合、横手市は第2段階・第4段階の被保険者割合が全国より高く、第5段階・第6段階の高所得者割合が低い見込みとなっています。



第4期の所得段階別の保険料は第6段階となっていました。第5期計画期間では安定的な介護保険制度の運営のため、新たに第7段階を設定しました。

【横手市の所得段階別被保険者数の推移】

区分	年度		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1段階	405人	410人	417人
第2段階	5,983人	6,063人	6,156人
第3段階	3,989人	4,042人	4,104人
第4段階(基準)	14,085人	14,273人	14,492人
第5段階	5,204人	5,273人	5,355人
第6段階	1,153人	1,168人	1,186人
第7段階	343人	347人	353人
合計	31,162人	31,576人	32,063人

### (5) 収納率等

介護保険料の納入は、公平性の確保や介護保険制度の安定的運営に不可欠なものとなっています。

今後も介護保険制度の周知と、被保険者に対して制度の趣旨を十分理解していただき、円滑に納入していただけるよう収納率の向上に努めていきます。

#### 【予定保険料収納率（平成24年度～平成26年度の平均）】

予定保険料収納率	98.20%
----------	--------

### (6) 給付以外の保険料への影響

平成23年度末の準備基金見込額は約6,416万円となっており、不測事態の対応に使用します。

第5期では、準備金取崩額の予定は見込まれていません。

#### 【介護給付費準備基金】

平成23年度末準備基金見込額	64,159,369円
準備基金取崩額	0円

(準備基金見込み額は平成24年3月末時点)

## (7) 保険料基準額の推計

### 介護保険事業を運営するために必要となる費用

介護保険事業を運営するために必要となる費用（要介護認定者等の事務の執行に要する費用を除く）は、介護給付費、予防給付費、地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金などです。

### 標準給付費見込額と地域支援事業費額

介護サービス給付費と介護予防サービス給付費を合わせた総給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合計し、標準給付費見込額を求めます。

次に、平成24年度～平成26年度の地域支援事業費額は、本市では、標準給付費見込額から審査支払手数料を控除した額の2.0%を見込みます。

### 財政安定化基金拠出金

財政安定化基金拠出額は、保険者の介護保険財政の安定化に資する目的で都道府県に基金を設け、一定の事由により市町村の介護保険財政に不足が生じた場合に資金の交付または貸し付けを行う仕組みです。国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担します。拠出金の見込みは、平成24年度～平成26年度はありません。

### 財政安定化基金償還金

財政安定化基金償還金は、財政安定化基金の貸付を受けた場合に、第1号保険料収入を財源として償還するものです。今期計画では見込んでおりません。

### 事業費の財源

事業費の財源となるのは、国の負担金、都道府県の負担金、区市町村の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者の保険料、介護給付費交付金（第2号被保険者の保険料）となります。

### 調整交付金

調整交付金は、保険者間における後期高齢者の加入割合の相違や第1号被保険者の負担能力の相違、災害等による保険料の減免等といった格差を調整するものであり、調整交付金が介護給付費等に占める割合は、保険者ごとに異なります。

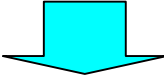
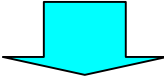
【介護保険事業を運営するために必要となる費用】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
総給付費（円）	9,149,461,000 円	9,462,832,000 円	9,777,457,000 円	28,389,750,000 円
特定入所者介護サービス費等給付額（円）	457,760,000 円	467,793,000 円	493,842,000 円	1,419,395,000 円
高額介護サービス費等給付額（円）	178,310,000 円	187,632,000 円	196,570,000 円	562,512,000 円
高額医療合算介護サービス費等給付額（円）	20,347,000 円	21,516,000 円	22,541,000 円	64,404,000 円
算定対象審査支払手数料（円）	13,680,000 円	14,155,000 円	14,535,000 円	42,370,000 円
標準給付費見込額（円）	9,819,558,000 円	10,153,928,000 円	10,504,945,000 円	30,478,431,000 円
地域支援事業費（円）	196,118,000 円	202,795,000 円	209,808,000 円	608,721,000 円
保険給付費見込額に対する割合（％）	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
財政安定化基金拠出率（％）	/			0%
財政安定化基金拠出額（円） =（ + ）×	/			0 円
第 1 号被保険者負担分相当額（円） =（ + ）× 21%	/			6,528,301,920 円
調整交付金相当額（円） = × 5%（全国平均）	490,977,900 円	507,696,400 円	525,247,250 円	1,523,921,550 円
調整交付金見込率（％）	8.60%	8.60%	8.60%	/
調整交付金見込額（円） = ×	844,482,000 円	873,238,000 円	903,425,000 円	2,621,145,000 円
財政安定化基金償還金（円）	/			
準備基金取崩額（円）	/			0 円
財政安定化基金取崩による交付額	/			69,149,152 円
保険料収納必要額（円） = + + - + - -	/			5,361,929,318 円
予定保険料収納率（％）	/			98.20%
所得段階別加入割合補正後 被保険者数（人） = 第 1 号被保険者数 × 所得段階別負担割合	29,105.5 人	29,491.5 人	29,947 人	88,544 人
保険料基準額（年額 円） = ÷ ÷	/			61,667 円
保険料基準額（月額 円） = ÷ 12	/			5,139 円

所得段階区分を第 7 段階制とした場合

( 8 ) 保険料基準月額について

第5期の介護保険給付費用見込み等、高齢者数、要介護認定者数、サービス利用者数などの増加のほか、重度者のため居住系・施設系サービスの増加により保険料が上昇する見込みとなっています。平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者の介護保険料は、3年間一律の月額5,139円(基準月額)に設定します。

第4期(平成21~23年度)介護保険料の基準月額(6段階制)	3,894円
	
第5期(平成24~26年度)介護保険料の基準月額(6段階制)	5,154円
	
第5期(平成24~26年度)介護保険料の基準月額(7段階制)	5,139円

(9) 所得段階別保険料

第4期の所得段階別の保険料は第6段階となっていました。第5期計画期間では安定的な介護保険制度の運営のため、新たに第7段階を設定しました。

各所得段階別の保険料は次のとおりとなっています。

【所得段階別保険料】

所得段階	対象者	保険料割合	第5期 保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.50	30,800円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額( )の合計が80万円以下の方	基準額×0.50	30,800円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方	基準額×0.75	46,200円
第4段階	住民税課税世帯で本人が住民税非課税の方	基準額	61,600円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円未満の方	基準額×1.25	77,000円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上の方	基準額×1.50	92,400円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額×1.75	107,800円

課税年金収入 老齢年金等の課税年金(遺族・障害年金等の非課税年金以外)

保険料の基準額(年額) 基準額(月額)5,139円×12カ月=61,600円(百円未満切捨)

## 第6章 計画の推進



## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

---

#### (1) 介護保険運営協議会

学識経験者、サービス事業者、保健・医療・福祉関係者、被保険者代表からなるもので、介護保険事業の進行状況の管理及び評価を行い、計画の推進に努めます。

#### (2) 地域包括支援センター運営協議会

現在、地域包括支援センターは、東部、西部、南部それぞれの圏域に1箇所ずつ設置されています。センター間の連携や公正・中立性を確保し、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業、及び、地域包括ケアが適正かつ効果的に推進されるように管理及び評価を行います。

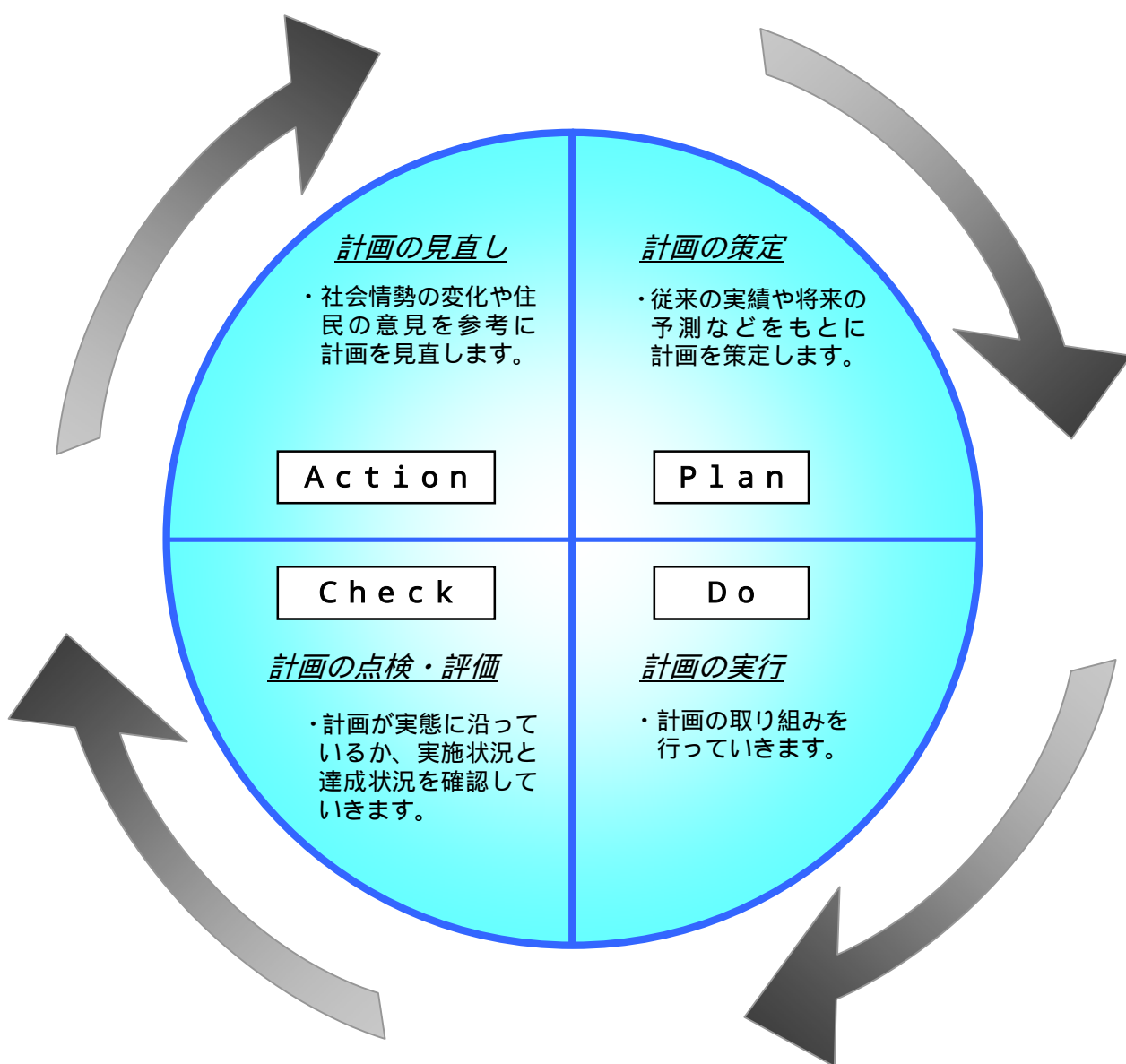
#### (3) 地域密着型サービス運営委員会

学識経験者、地域密着型サービス事業者、福祉・保健・医療関係者、被保険者代表からなるもので、地域密着型サービス等の設備・運営や計画に係る事業者等の選定などの協議を行い、計画の推進に努めます。

## 2 計画の評価・管理

本計画の推進を図るため、毎年度、担当部署及び関係課において計画の進捗管理と点検・評価を行っていきます。介護保険運営協議会において計画全般の報告を行い、事業検討の結果を翌年度のよりよい事業実施に反映していくものとしします。

また、計画の策定・実行・点検・評価という、一連のサイクル（P D C Aサイクル）によって計画の達成を目指していきます。計画の期間中も、計画の実施状況や社会情勢の変化に対応し、計画のより有効な実施に活かしていきます。



資料

## 資料

## 1 第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定経過

## (1) 介護保険運営協議会

開催年月日		案 件	内 容
平成 23 年	5月27日	第1回横手市介護保険運営協議会 (1)平成22年度給付額決算見込みについて (2)第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について (3)部会構成について (4)部会協議の進め方について	平成22年度給付額決算見込みについて、高齢ふれあい課から報告した。 平成22年度事業実績報告について、地域包括支援センターから報告した。 第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定の方向性について、高齢ふれあい課から提案し、承認された。 部会構成、部会協議の進め方について、内容を確認。
	8月5日	第2回横手市介護保険運営協議会 (1)平成22年度決算見込みについて (2)中間報告(案)について	平成22年度決算見込みについて事務局より説明し、質疑応答を経て、承認された。 中間報告(案)について事務局より説明し、質疑応答を経て、承認された。
	10月28日	第3回横手市介護保険運営協議会 (1)高齢者福祉部会報告について (2)介護保険部会報告について (3)第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画～素案(案)～について (4)その他	高齢者福祉計画(案)について事務局より説明し意見交換を行った。敬老意識の醸成、生きがいづくりについて、文言を修正・追加することで、承認された。 介護保険計画(案)について事務局より説明し、質疑応答を経て、承認された。 統合により廃校となった校舎の高齢者福祉施設としての利活用について委員より提案あり、検討事項とすることを確認した。 第5期計画素案(案)について事務局より説明し、質疑応答を経て、承認された。

## (2) 高齢者福祉部会

開催年月日		案 件	内 容
平成 23 年	6月28日	第1回高齢者福祉部会 (1) 第4期計画の振り返りについて (2) 高齢者福祉施策の前提となる市の将来像を描く	第4期計画の振り返りについて、実績報告も含めて担当課より説明し質疑応答、意見交換を行った。 高齢福祉施策の前提となる「市の将来像」を全員で確認した。 次回の部会に向けての要望、検討事項を確認した。
	7月28日	第2回高齢者福祉部会 (1) 横手市の現状と課題、市民ニーズの分析について (2) 第5期計画における基本目標について (3) 基本目標からなる施策の方向性について	横手市の現状と課題、市民ニーズの分析と第5期計画における基本目標について担当より説明し、質疑応答、意見交換を行った。 基本目標からなる施策の方向性について、担当より説明し、質疑応答、意見交換を行った。 次回の部会に向けての要望、検討事項を確認した。
	9月6日	第3回高齢者福祉部会 (1) 基本目標からなる施策の方向性と展開について	基本目標からなる施策の方向性と展開（前半部分）について担当より説明し、質疑応答、意見交換を行った。 第3回高齢者福祉部会での質疑応答、意見交換と、次回（後半部分）の意見交換内容を併せて総括することを確認した。
	10月5日	第4回高齢者福祉部会 (1) 基本目標からなる施策の方向性と展開について (2) 高齢者福祉計画の総括的検討について	高齢者が暮らしやすい住宅環境の整備について修正となった部分を議論し、ケアハウスを計画に盛り込むことで承認された。 介護予防・日常生活支援総合事業への対応については、第5期計画中は導入に向けて検討することで、介護保険事業の円滑な運営についての方向性についても確認を行い、承認された。

## (3) 介護保険部会

開催年月日		案 件	内 容
平成 23 年	7月4日	第1回介護保険部会 (1) アンケート調査結果について (2) 不足しているサービスの把握について	市民向けのアンケート調査結果、介護支援専門員実態調査結果について説明した。 居宅サービスにおける市外事業者の利用実態について説明した。 県内で平成19年度以降に、最も施設整備をしたのは横手市。 一般的な在宅サービスはほぼ充足傾向、特養の在宅入所申込者数が横ばいであることから、特定および介護保険施設について検討が必要である。
	8月2日	第2回介護保険部会 (1) 不足しているサービス量の分析について (2) 介護支援専門員実態調査報告書(追加分)について (3) 運営協議会の中間報告案について	不足しているサービス量の分析の資料について説明した。 介護支援専門員実態調査報告書とその追加分について説明した。 運営協議会の中間報告案について説明した。 特定施設に限らず、低所得者へも配慮した施設整備も検討する。 施設整備だけではなく、地域包括ケア体制の構築の実現に向けて、在宅サービスも充実させる。
	9月27日	第3回介護保険部会 (1) サービス量の1次推計(施設の整備量)について (2) 保険料の所得段階区分について	80床の施設整備について、施設数は新規1施設に限らず、合計80床の整備として進める。 80床については、重度者に対応できる施設にする。 保険料の段階区分については、第7段階や特例第4段階も視野に入れる。 直営施設を中心に、医療依存度の高い重度者への対応を進めるべきである。
	10月17日	第4回介護保険部会 (1) サービス量の1次推計と介護保険料1次算定について	現行の保険料段階区分による介護保険料は暫定値で4,844円。 第5期計画での介護保険料については現行の区分に第7段階を追加する。 サービスの質について指導を徹底し向上を図るべきである。 相談の窓口についてわかりやすく周知すべきである。 入所申込者についての施設への情報提供はケアマネの役割が大事である。

## 2 介護保険運営協議会・各部会委員名簿

### (1) 介護保険運営協議会

任期(平成21年4月1日～平成24年3月31日)

委員組織	氏名	所属
1. 被保険者を代表する委員	谷川 都子	第1号被保険者代表
	佐藤 玲子	第1号被保険者代表
	佐藤 繁男	第1号被保険者代表
	三浦 昌	第1号被保険者代表
	高橋 陽子	第2号被保険者代表
	渡部 善則	第2号被保険者代表
	滝澤 雄吉	第2号被保険者代表
	桂川 節子	第2号被保険者代表
2. 介護サービスに関する事業に従事する者	筑後 孔	鶴寿苑施設長
	鈴木 卓	ビハーク横手総括施設長
	小柳 功	グループホームおものがわ代表
	米谷 恭一	社会福祉法人 愛染会
	照井 敦子	山内福祉センター
	吉川 美津子	横手市ヘルパー協議会
	鈴木 勝平	いきいきの郷施設長
	伊藤 奈穂子	横手市社会福祉協議会
3. 保健、福祉及び医療に関し学識又は経験を有する者	荻原 忠	医師
	石成 勉	歯科医師
	西成 忍	医師
	高橋 晶	医師
	金山 龍一	大雄地区民生児童委員協議会会長
	小野 剛	医師
	後藤 由佳理	平鹿総合病院ケースワーカー
	山崎 ひとみ	看護協会推薦

## ( 2 ) 高齢者福祉部会

任期 (平成 21 年 4 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日)

氏 名	所 属
米谷 恭一	社会福祉法人 愛染会
小野 剛	医師
高橋 晶	医師
佐藤 玲子	第 1 号被保険者代表
佐藤 繁男	第 1 号被保険者代表
高橋 陽子	第 2 号被保険者代表
滝澤 雄吉	第 2 号被保険者代表
照井 敦子	山内福祉センター
吉川 美津子	横手市ヘルパー協議会
伊藤 奈穂子	横手市社会福祉協議会
金山 龍一	大雄地区民生児童委員協議会会長
後藤 由佳理	平鹿総合病院ケースワーカー

## ( 3 ) 介護保険料部会

任期 (平成 21 年 4 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日)

氏 名	所 属
西成 忍	医師
荻原 忠	医師
鈴木 卓	ビハーク横手総括施設長
谷川 都子	第 1 号被保険者代表
三浦 昌	第 1 号被保険者代表
渡部 善則	第 2 号被保険者代表
桂川 節子	第 2 号被保険者代表
筑後 孔	鶴寿苑施設長
小柳 功	グループホームおものがわ代表
鈴木 勝平	いきいきの郷施設長
石成 勉	歯科医師
山崎 ひとみ	看護協会推



## 3 横手市介護保険条例

平成 17 年 10 月 1 日  
条例第 172 号

### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条～第 6 条)
- 第 2 章 介護認定審査会(第 7 条・第 8 条)
- 第 3 章 保険給付(第 9 条)
- 第 4 章 地域支援事業(第 10 条～第 12 条)
- 第 5 章 地域包括支援センター(第 13 条～第 17 条)
- 第 6 章 保険料(第 18 条～第 29 条)
- 第 7 章 介護保険運営協議会(第 30 条)
- 第 8 章 罰則(第 31 条・第 32 条)
- 第 9 章 雑則(第 33 条)

### 附則

#### 第 1 章 総則

#### (基本理念)

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)に定めるもののほか、横手市における要介護者等の介護及び自立支援に関する施策の実施に関し、必要な事項を定めることにより、要介護者等の保健、医療及び福祉の増進を図り、市民の地域福祉の安定向上に資するものとする。

#### (市の責務)

第 2 条 市は、前条に規定する基本理念を実現するため、介護に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、介護に関する施策を実施するに当たっては、高齢者保健福祉計画との一体性を確保した介護保険事業計画を策定するものとする。

3 市は、介護サービスに関する事業を行う者(以下「介護サービス事業者」という。)との連携を図るものとする。また、介護サービスを利用する者(以下「介護サービス利用者」という。)が必要な介護サービスを受けられるよう、介護サービス事業者に対し適切な指導を行わなければならない。

4 市は、介護サービス事業者が行うサービスの質の評価及び改善に関する方策について、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (介護サービス事業者の責務)

第3条 介護サービス事業者は、基本理念に基づき、その事業を行うに当たっては、市の実施する介護に関する施策に積極的に協力しなければならない。

2 介護サービス事業者は、その事業を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 介護サービス利用者に対して、その提供しようとする介護サービスの内容等について十分な説明をした上で同意を得ること。

(2) 介護サービスの提供に当たり、介護サービス利用者及びその家族等のプライバシーに配慮し、介護サービスの提供の過程及びその他業務上知り得た情報を、厳格に取り扱うこと。

(要介護者等の利用援助)

第4条 市は、自己決定能力の低下した要介護者等がサービスを適切に運用し、及び運営できるようにするため、次に掲げる事項を内容とする権利擁護に関する制度の的確な運用に努めなければならない。

(1) サービスの利用についての相談及び助言

(2) 申込み、利用料の支払等における同行及び代弁

(3) 前2号に掲げるもののほか、サービスの利用に必要な援助

(苦情への対応)

第5条 市は、要介護認定等の処分についての不服又はサービス提供に係る苦情への対応に当たり、必要な措置を講じなければならない。

2 介護サービス事業者は、介護サービスの提供に際して生じた事故及び介護サービス利用者等からの苦情に対しては、これを誠実に処理しなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 市は、個人情報の保護に努め、この取扱いを適切に行わなければならない。

## 第2章 介護認定審査会

(介護認定審査会の委員の定数)

第7条 法第15条第1項に規定する横手市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、50人以内とする。

2 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務)

第8条 認定審査会は、法第38条第2項に規定する審査判定業務を行うほか、生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する介護扶助の決定のため必要があるときは、被保険者(法第9条に規定する被保険者をいう。)に係る審

査判定業務の例により、被保険者でない40歳以上65歳未満の要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。)に係る審査判定業務を行うことができるものとする。

### 第3章 保険給付

(保険給付)

第9条 市は、被保険者の要介護状態又は法第7条第2項に規定する要支援状態に関し、法令に定めるところにより、必要な保険給付を行う。

2 市は、法第18条第1号に規定する介護給付として、次の各号に掲げる給付を行う。

- (1) 法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給
- (2) 法第42条に規定する特例居宅介護サービス費の支給
- (3) 法第42条の2に規定する地域密着型サービス費の支給
- (4) 法第42条の3に規定する特例地域密着型サービス費の支給
- (5) 法第44条に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給
- (6) 法第45条に規定する居宅介護住宅改修費の支給
- (7) 法第46条に規定する居宅介護サービス計画費の支給
- (8) 法第47条に規定する特例居宅介護サービス計画費の支給
- (9) 法第48条に規定する施設介護サービス費の支給
- (10) 法第49条に規定する特例施設介護サービス費の支給
- (11) 法第51条に規定する高額介護サービス費の支給
- (12) 法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費の支給
- (13) 法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費の支給
- (14) 法第51条の4に規定する特例特定入所者介護サービス費の支給

3 市は、法第18条第2号に規定する予防給付として、次の各号に掲げる給付を行う。

- (1) 法第53条に規定する介護予防サービス費の支給
- (2) 法第54条に規定する特例介護予防サービス費の支給
- (3) 法第54条の2に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給
- (4) 法第54条の3に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の支給
- (5) 法第56条に規定する介護予防福祉用具購入費の支給
- (6) 法第57条に規定する介護予防住宅改修費の支給
- (7) 法第58条に規定する介護予防サービス計画費の支給
- (8) 法第59条に規定する特例介護予防サービス計画費の支給
- (9) 法第61条に規定する高額介護予防サービス費の支給
- (10) 法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給
- (11) 法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給

(12) 法第 61 条の 4 に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の支給  
第 4 章 地域支援事業

(地域支援事業)

第 10 条 市は、被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、地域支援事業として、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 法第 115 条の 44 第 1 項第 1 号に規定する介護予防事業
- (2) 法第 115 条の 44 第 1 項第 2 号に規定する介護予防マネジメント事業
- (3) 法第 115 条の 44 第 1 項第 3 号に規定する総合相談・支援事業
- (4) 法第 115 条の 44 第 1 項第 4 号に規定する地域ケア支援事業
- (5) 法第 115 条の 44 第 1 項第 4 号に規定する権利擁護事業
- (6) 法第 115 条の 44 第 2 項各号の規定により市が行う介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活支援のために必要な事業

(利用料金)

第 11 条 地域支援事業の利用料金は、別表に定めるとおりとする。

(実施の委託)

第 12 条 市は、第 10 条第 2 号から第 5 号までに規定する事業(以下「包括的支援事業」という。)について、法第 115 条の 46 第 1 項に定める者に対し委託することができる。

- 2 前項の規定による委託は、包括的支援事業のすべてにつき一括して行うものとする。
- 3 市は、第 10 条第 1 号及び同条第 5 号に掲げる事業の全部又は一部について、市が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。
- 4 地域支援事業に関して必要な事項は、別に定める。

第 5 章 地域包括支援センター

(設置)

第 13 条 市は、市民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域包括支援センター(以下「包括支援センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 14 条 包括支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
横手市東部地域包括支援センター	横手市中央町 8 番 2 号
横手市西部地域包括支援センター	横手市大森町字菅生田 245 番地 206
横手市南部地域包括支援センター	横手市十文字町字海道下 7 番地

(事業)

第 15 条 包括支援センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 包括的支援事業

(2) 包括支援センターの行うべきものとして厚生労働省令で規定する事業

(3) 法第 58 条第 1 項に規定する介護予防支援事業

2 前項第 3 号に定める事業については、法第 58 条に規定する指定介護予防支援事業者である包括支援センターが行うことができる。

(利用対象者)

第 16 条 包括支援センターの利用対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 市内に居住するおおむね 65 歳以上の者であって、在宅において、身体の虚弱等のため日常生活を営むのに支障がある者又はこれらの者を抱える家族等とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(2) 法第 53 条に規定する居宅要支援被保険者

(横手市地域包括支援センター運営協議会)

第 17 条 市は、包括支援センターの中立性を確保するとともに、その運営を支援するため、横手市地域包括支援センター運営協議会を設置する。

2 この条例に定めるもののほか、横手市地域包括支援センター運営協議会に関し必要な事項は、要綱で定める。

第 6 章 保険料

(賦課根拠)

第 18 条 市は、法第 129 条の規定に基づいて、介護保険料(以下「保険料」という。)を課する。

2 保険料の賦課徴収について、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(保険料率)

第 19 条 平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号保険者(法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 30,800円
- (2) 令第39条第1項2号に掲げる者 30,800円
- (3) 令第39条第1項3号に掲げる者 46,200円
- (4) 令第39条第1項4号に掲げる者 61,600円
- (5) 令第39条第1項5号に掲げる者 77,000円
- (6) 令第39条第1項6号に掲げる者 92,400円
- (7) 令第39条第1項7号に掲げる者 107,800円

2 平成24年度から平成26年度までの令第39条第1項第5号イの市町村の定める額は、190万円とする。

3 平成24年度から平成26年度までの令第39条第1項第6号イの市町村の定める額は、400万円とする。

(普通徴収に係る納期等)

第20条 普通徴収(法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)の方法によって徴収する保険料の納期(以下「納期」という。)は、法第133条の規定により、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月31日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月28日まで(ただし、閏年は29日まで)

2 市長は、前項に規定する納期によることが困難であると認める第1号被保険者については、同項の規定にかかわらず、その納期を別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対して、その別に定めた納期を通知しなければならない。

3 市長は、前項の場合において必要と認められるときには、当該第1号被保険者の連帯納付義務者(法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第23条第2項において同じ。)に対して、その別に定めた納期を通知しなければならない。

(第1号被保険者の保険料の納入通知書)

第21条 第1号被保険者の保険料の納入通知書は、市長の定める様式による。

2 前項の納入通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の保険料率を前条第1項の納期の数で除して得た額とする。

- 3 納期ごとの分割金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその分割金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後に第 1 号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い)

第 22 条 保険料の賦課期日(法第 130 条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。)後に第 1 号被保険者の資格を取得した場合における当該第 1 号被保険者に係る保険料額の算定は、当該第 1 号被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第 1 号被保険者の資格を喪失した場合における当該第 1 号被保険者に係る保険料額の算定は、第 1 号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

- 3 保険料の賦課期日後に令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくはハ、第 2 号口、第 3 号口、第 4 号口、第 5 号口又は第 6 号口に該当するに至った第 1 号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第 1 号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第 39 条第 1 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

- 4 前 3 項の規定により算定された当該年度における保険料の額に 100 円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。

- 5 第 1 項及び第 3 項の規定によって賦課する場合における納期は、その発生した日以後到来する第 20 条の納期において徴収するものとする。

(保険料の額の通知)

第 23 条 市長は、保険料の額を定めたときは、これを速やかに第 1 号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の場合において必要と認められるときには、当該第 1 号被保険者の連帯納付義務者に対して、保険料の額を通知しなければならない。

(介護保険料の督促手数料)

第 24 条 保険料の督促手数料は、督促状 1 通につき 100 円とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

(延滞金)

第 25 条 法第 132 条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者が督促状の指定期限までに保険料を納付しない場合においては、当該納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年 14.6 パー

セント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

- 2 前項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその保険料額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 市長は、延滞金額の徴収に関しやむを得ない事由があると認める場合においては、第1項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。
- 5 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市条例及び規則への委任)

第26条 この条例に定めがあるもののほか、保険料の賦課徴収については、横手市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(平成17年横手市条例第94号)の定めによる。その他、この条例の施行について必要な事項は、別に規則で定める。

(保険料の徴収猶予)

第27条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間に限って、その保険料の徴収を猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。



- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
  - (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。
  - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。
- 2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の主たる生計維持者の氏名及び住所
- (2) 保険料及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収(法第135条に規定する「特別徴収」をいう。以下同じ。)対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由  
(保険料の減免)

第28条 市長は、保険料の納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合であつて、かつ、その程度が甚大であるため、その者から保険料を徴収することが適当でないとき認められるときは、当該保険料の納付義務者の申請により、その保険料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納付期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前月末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の主たる生計維持者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由がすべて消滅したときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第29条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)

に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者及び当該者の属する世帯主及び世帯員の前年中の所得につき、地方税法(昭和25年法律第26号)第317条の2第1項の申告書(当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員のすべてが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

## 第7章 介護保険運営協議会

(目的及び設置)

第30条 市は、介護保険事業の円滑な運営を図るとともに、被保険者の意見を反映させるため、介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、介護保険事業のほか高齢者保健福祉施策のうち、同保険事業に関連する事項を調査審議する。
- 3 協議会は、委員32人以内をもって組織する。
- 4 協議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

## 第8章 罰則

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 法第12条第1項本文の規定による届出をしない者(同条第2項の規定によりその第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされた場合を除く。)又は虚偽の届出をした者
- (2) 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者
- (3) 正当な理由がなく、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第32条 偽りその他不正の行為により、保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

## 第9章 雑則

(横手市行政手続条例の適用除外)

第 33 条 横手市行政手続条例(平成 17 年横手市条例第 13 号)第 3 条又は第 4 条に定めるもののほか、この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しない。

2 横手市行政手続条例第 3 条、第 4 条又は第 33 条第 3 項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第 2 条第 7 号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第 33 条第 2 項及び第 34 条の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条の改正規定及び第 12 条第 1 項の改正規定は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 19 条の規定は、平成 21 年度以降の年度分の保険料について適用し、平成 20 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成 21 年度から平成 23 年度における保険料率の特例)

3 第 19 条の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- |       |                        |          |
|-------|------------------------|----------|
| ( 1 ) | 令第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 | 23,300 円 |
| ( 2 ) | 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 | 23,300 円 |
| ( 3 ) | 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 | 35,000 円 |
| ( 4 ) | 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 | 46,700 円 |
| ( 5 ) | 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 | 58,300 円 |
| ( 6 ) | 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 | 70,000 円 |

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 19 条の規定は、平成 24 年度以降の年度分の保険料について適用し、平成 23 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

別表(第 11 条関係)

区分		利用料金の額	
高齢者筋力向上 トレーニング事業	平日午前 10 時から 午後 8 時まで	2 時間ごとに 1 人 1 回 200 円	
生活管理指導員派遣事業		介護保険法に規定する指定居宅サービス に要する費用の額の算定に関する基準に 基づき算定した額	
生活管理指導 短期宿泊事業	養護老人 ホーム	生活保護世帯	0 円 / 日
		その他の世帯	380 円 / 日
	特別養護 老人ホーム	生活保護世帯	0 円 / 日
		その他の世帯	640 円 / 日
徘徊高齢者家族支援サービス事業		機器リース料の実費相当額	

## 4 横手市介護保険条例施行規則

平成 17 年 10 月 1 日

規則第 156 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横手市介護保険条例(平成 17 年横手市条例第 172 号。以下「条例」という。)第 26 条の規定に基づき、横手市の介護保険の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(認定審査会の委員)

第 3 条 横手市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員(以下「審査会委員」という。)は、保健、医療又は福祉の各分野に関する学識経験を有する者の中から、市長が任命する。

2 認定審査会における審査判定の公平性を確保するため、原則として保険者である市の職員以外の者を委員として委嘱する。ただし、市長が必要と認める場合は、保健、医療又は福祉の専門職であって認定調査等の介護保険事務に直接従事していない市の職員を委員に委嘱することができる。

3 審査会委員は、市における調査員として認定調査に原則として従事することはできない。ただし、他に適当な者がいない等の理由でやむを得ず審査会委員が認定調査に従事せざるを得ない場合は、この限りでない。この場合において、当該審査会委員が認定調査を行った審査対象者の審査判定については、当該審査会委員が所属する合議体では行わない。

(審査会副会長)

第 4 条 認定審査会に副会長(以下「審査会副会長」という。)を 1 人置き、認定審査会の会長(以下「審査会会長」という。)の指名により選出する。

2 審査会会長に事故があるときは、審査会副会長がその職務を代理する。

(合議体)

第 5 条 認定審査会に設置する合議体の数は、8 とする。

2 合議体は、審査会会長が招集する。

3 各合議体に合議体の長(以下「委員長」という。)の指名により副委員長 1 人を置き、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 合議体は、所属する審査会委員を固定した構成とし、審査会委員は、所属しない合議体における審査判定に加わることはできない。

5 複数の合議体に、特定の分野に専門知識を有する審査会委員を所属させることができる。

6 各合議体を構成する審査会委員の定数は、7人以内とする。

(協議会の所掌事項)

第6条 条例第30条第2項に規定する介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)が調査審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 介護保険事業計画の策定及び改定

(2) 介護保険事業計画の進行状況の管理及び評価

(3) 介護サービスへの苦情調整及び処理

(4) 介護保険事業の実施に関連する事項及び高齢者保健福祉施策のうち介護保険に関連する事項

(協議会の構成)

第7条 協議会は、次の3者により構成し、市長が委嘱する。

(1) 被保険者代表

(2) 介護サービスに関する事業に従事する者

(3) 保健、福祉又は医療に関し学識経験を有する者

2 前項第1号の被保険者代表は、第1号被保険者及び第2号被保険者からの公募によることを原則とする。

(協議会の会長及び副会長)

第8条 協議会に会長(以下「協議会会長」という。)1人及び副会長(以下「協議会副会長」という。)1人を置き、協議会の委員(以下「協議会委員」という。)の互選によりこれを定める。

2 協議会会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会副会長は、協議会会長を補佐し、協議会会長に事故があるとき、又は協議会会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(協議会の会議)

第9条 協議会会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、協議会委員の過半数が出席し、かつ、第7条第1項各号の協議会委員1人以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席協議会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、協議会会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第10条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議会の会議の非公開)

第 11 条 協議会は、被保険者の個人情報保護等の必要があると認めるときは、その会議を非公開とすることができる。

(協議会委員の任期)

第 12 条 協議会委員の任期は、3年とする。ただし、第 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に定める者の再任を妨げない。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の部会)

第 13 条 協議会会長は、必要と認めるときは、協議会会長の指名する協議会委員によって構成される部会を設置することができる。

(守秘義務)

第 14 条 審査会委員及び協議会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 15 条 認定審査会及び協議会の庶務は、福祉環境部高齢ふれあい課において行う。

(その他)

第 16 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(協議会委員の任期の特例)

2 第 12 条の規定にかかわらず、この規則の施行により委嘱された協議会委員の最初の任期は、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日規則第 20 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の横手市介護保険条例施行規則の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の横手市介護保険運営協議会規則(平成 17 年横手市規則第 157 号)及び横手市介護認定審査会運営規則(平成 17 年横手市規則第 158 号)の規定によりなされた処分手続その他の行為は、この規則による改正後の横手市介護保険条例施行規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(横手市介護保険運営協議会規則等の廃止)

3 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 横手市介護保険運営協議会規則  
 (2) 横手市介護認定審査会運営規則  
 附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)

別記 様式	名称	根拠条文
1	介護保険被保険者証	介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 12 条
2	介護保険資格者証	介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。)第 26 条
3	介護保険資格取得・喪失届	法第 12 条、省令第 23 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条及び第 32 条
4	介護保険住所地特例被保険者台帳	法第 13 条
5	納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書	法第 136 条、 <u>条例第 10 条</u> 及び第 12 条
6	納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収変更通知書、特別徴収中止通知書	法第 138 条、第 139 条、 <u>条例第 10 条</u> 及び第 12 条
7	介護保険料・徴収猶予申請書	法第 142 条、 <u>条例第 16 条</u> 及び第 17 条
8	介護保険料減免決定通知書	法第 142 条及び <u>条例第 17 条</u>
9	介護保険料徴収猶予決定通知書	法第 142 条及び <u>条例第 16 条</u>
10	介護保険料還付(充当)通知書	法第 139 条
11	介護保険料納付原簿	法第 145 条及び省令第 159 条
12	介護保険要介護(更新)認定・要支援(更新)認定申請書	法第 27 条第 1 項
13	介護保険主治医意見書	法第 27 条第 6 項
14	要介護認定・要支援認定等結果通知書	法第 27 条第 8 項及び第 10 項、法第 32 条第 4 項及び第 6 項
15	居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書	法第 7 条第 18 項
16	介護保険標準負担額減額認定証	省令第 79 条の 3
17	介護保険特定標準負担額減額認定証	介護保険法施行法(平成 9 年法律第 124 号。以下「施行法」という。)第 13 条第 3 項第 2 号
18	介護保険利用者負担額減額・免除認定証	法第 48 条第 2 項第 2 号
19	介護保険利用者負担額減額・免除認定証(旧措置入所者)	施行法第 13 条第 3 項第 2 号
20	介護保険標準負担額減額、利用者負担額減額・免除決定通知書	法第 48 条第 2 項第 2 号
21	介護保険標準負担額減額、利用者負担額減額・免除(旧措置入所者)決定通知書	施行法第 13 条第 3 項第 2 号
22	介護保険給付費支給(不支給)決定通知書	法第 69 条
23	受給資格証明書	法第 36 条
24	訪問介護利用者負担額減額認定証	



第 5 期  
横手市介護保険事業計画  
高 齢 者 福 祉 計 画

平成 24 年 3 月

編集・発行：横手市 健康福祉部 高齢ふれあい課  
〒013-0023  
秋田県横手市中央町 8 - 2  
電 話 0182 - 35 - 2134  
F A X 0182 - 32 - 9709